

# 税制についての租研会員の意見調査結果

平成 25 年 10 月

公益社団法人 日本租税研究協会



# 税制についての租研会員の意見調査結果

## (公社) 日本租税研究協会

### 1 調査の概要

今回の調査は、従来同様、本協会役員・評議員、法人会員（維持会員）、個人会員（通常会員）計898人を対象として実施しました。

#### (1) 目的

(公社) 日本租税研究協会加入の会員の皆様の税制についての意見・提案を調査し、本協会の活動の指針とするとともに、今後、関係当局が税制改革を行う際の資とすることをねらいとしています。今回の意見調査結果は今後の税制改正に関する意見等で活用していきたいと考えています。

#### (2) 対象

(公社) 日本租税研究協会加入の会員（維持会員・通常会員・特別会員）のうち、維持会員・通常会員・本協会の役員（会長・副会長・監事・理事）・評議員を対象としました。

対象とした維持会員は、会社（業種としては全業種）、各種団体、国公・私立大学、会計・法律事務所、その他の計360、通常会員は大学教授・准教授、税理士・公認会計士・弁護士、その他の計442、本協会の役員・評議員は96です（単位・敬称を省略させていただきました）。

#### (3) 実施期間

平成25年7月10日から7月25日まで。

#### (4) 方法

会員意見調査用紙を本協会より郵送し、回答者より回答用紙を本協会に返送していただきました。

### 2 会員意見調査の特色

#### (1) 回収率

全体では20.6%で、昨年度（25.0%）よりも4.4ポイント低下した。

#### (2) 意見調査結果のポイント

調査結果のポイントは以下の通りである。

- ① わが国は多くの課題を抱えているが、政府が最優先で取り組むべき政策課題として半数以上の会員が、中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）、財政の健全化、東日本大震災からの復旧・復興をあげた。これらはいずれもわが国が抱える最重要課題である。
- ② わが国においては、政府活動からの国民の「受益」と、その財源である「負担」とが乖離し、「中福祉—低負担」と言われている。今後、高齢化のさらなる進行に伴い

その乖離が一層拡大することが危惧されているなか、会員の多くが、受益と負担の乖離を問題と捉えており、「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する方向性を支持している。

- ③ 今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則として、「公平性の確保」が最多であった。このことは、国民が納得して税を納めるためには、税負担が担税力に応じて適正に配分されることが不可欠であることを示している。また、税制改革において重視すべき点としては、「経済活力の強化」をあげた会員が最多であった。
- ④ 消費税については引き上げを容認する意見が多数であった。15%を上回る税率を容認する会員も四分の一に上り、消費税への期待が大きい。また、税率が10%を超える場合には何らかの逆進性対策が必要とする会員が半数を超えた。しかし、軽減税率の導入には多くの会員が否定的である。
- ⑤ 法人課税については、税負担が日本企業の国際競争力を弱めるとともに、配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与えているとの認識を多くの会員が有しており、実効税率の引き下げを求める会員が多い。とくに、近年において法人税の影響が大きくなっているという認識が強まっている。
- ⑥ 個人所得課税については、あるべき方向についての意見は分かれている。しかし、消費税と並ぶ基幹税としての役割は会員も認めるところであり、今後、税率、ブラケット幅、控除のあり方などについて検討を加える必要がある。
- ⑦ 地方税については負担増には否定的であり、行政改革の推進とともに、簡素化と徴税効率の向上を望む声が多い。
- ⑧ 地球温暖化対策税の導入については慎重であるべきとする会員が多い。印紙税は、電子商取引や電子書類には課税されないと

いう問題が生じていることから、廃止を検討すべきとする会員が多数を占めている。

- ⑨ 会員（企業）においては税務コンプライアンスの向上に対する意識が強い。
- ⑩ 税制一般に関しては、制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっていることを問題とする会員が多い。

## 解 説

### I 財政及び税制全般について

#### 1 経済及び財政政策全般

##### (1) 全 般

##### 問1 政策課題について

わが国は、内外の経済・社会構造の激しい変化の中で、短期、中長期共に多くの問題に直面している。こうした状況下、政府が優先的に取り組むべき政策課題は何かをたずねたところ、「中長期的な経済成長政策（新成長戦略の推進等）」と答えた会員が64.3%（昨年では59.0%）と最多であった。アベノミクスによって日本経済は上向いてきているが、活力ある経済社会を再構築することによって、国民一人一人が安心して暮らせる社会を実現するためにも、経済成長は喫緊の課題であることをこの結果は示している。「財政の健全化（含む歳出削減）」と答えた会員も63.8%に上った。わが国の国・地方の長期債務残高は、平成25年度末には977兆円（対GDP比200%）になると見込まれ、歴史的、国際的に最悪の水準となっている。財政健全化への取り組みは国際的な公約となっており、中長期の財政再建計画においても財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があるとの認識である。発生から2年余が経過したことから、

「(東日本)大震災からの復旧・復興」と答えた会員の比率は低下しているものの、今年も60.5%の会員が優先的に取り組むべき課題としてあげている(一昨年は88.5%)。この結果は、東北地方の復旧・復興が道半ばであることへの反応とも言える。一昨年には半数を超える会員が「税制の抜本的改革」をあげていた(53.7%)が、昨年は34.4%、今年は29.2%へと低下している。この背景には、社会保障・税の一体改革のなかで、消費税率の引き上げが決定したことがあると考えられる。

## (2) 経済及び財政政策

### 問2 アベノミクスの経済に与える効果

安倍政権は、「強い経済」を取り戻すとして、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢、いわゆるアベノミクスによって、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せる政策を行っている。この政策が経済にどのような効果を与えるかについてたずねたところ、「現状では判断できない」と答えた会員が半数を超え(55.1%)、維持会員に限ると「判断できない」は62.7%に上った。景気回復の兆しは見えるものの、日本経済を構造から改善させ、成長の軌道に乗せられるかどうかは今後の成長戦略にかかっているとの判断である。

### 問3 新たな成長戦略

安倍政権における第3の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が決定されたが、この戦略に掲げられている政策のうち優先的に取り組むべき課題をたずねた。3年間で設備投資を10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準(約70兆円/年)に回復することを主たる目標とする「緊急構造改革プログラム(民間投資活性化、事業再編促進、海外展開促進等)」と答えた会員が52.4%と半数を超え、「雇用制度改革、人材力の強化(女性活躍政策、人材育成、雇用確保政策等)」が34.6%、「科学技

術イノベーション促進政策」が29.2%と続いた。グローバル経済において日本企業の競争力を強化するためには、設備投資の拡充とイノベーションによって生産性を向上させるとともに、人的資本の強化が重要と考える会員が多いことを示している。

### 問4 財政赤字と財政健全化目標

わが国の厳しい財政状況を放置することは、財政の持続可能性を危うくするとともに、将来世代に負担を先送りすることによって、大きな不公平を発生させることになる。また、巨額の財政赤字は日本国民にとってのみならず、世界経済の安定という点からも極めて重大な問題を引き起こしかねない。

こうした厳しい財政状況にあって、政府は「経済財政運営と改革の基本方針」において、経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みの下で、国・地方のPBについて、2015年度までに2010年に比べ赤字のGDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととし、財政健全化への取り組みとして、「社会保障支出についても聖域とせず、見直しに取り組む。歳入面においても経済社会構造変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取り組みを進める」とした。このような政府の財政運営戦略をどのように評価するかをたずねた。「財政健全化の道筋が依然として明らかでなく、財政健全化の方針の実現も不明確であり、財政の信認が低下した場合には長期金利の上昇や経済の下振れにつながる恐れがある」と答えた会員が39.5%と最多であり、「社会保障費の重点化・効率化が思い切って図られない限り、財政健全化方針の実現は困難であり、財政悪化は拡大する」の23.8%が続いた。6割を超える会員が財政健全化を最優先課題としてとらえているものの、現状では財政健全化の目標達成は困難と考える会員が多い。

## 問5 財政健全化目標の立法化

財政健全化を進めるためには、法律を制定し健全化目標の達成を義務付けることが必要との意見がある。会員に財政健全化目標の立法化についてたずねたところ、「閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図ればよい」が43.2%と最多であった。しかし、立法化を支持する会員も28.6%に上った。このように、現在の取り組みだけでは財政健全化の実現はおぼつかないとする会員も多く、立法化も含めて検討する時期に来ていると考えられる。

## 問6 歳出削減

巨額の長期債務を抱えているわが国であるが、高齢化の進展にともなった社会保障費の増大に加えて、短期的には復興関連の支出も増加する。こうした中、限られた資源を効果的に使い国民生活を豊かにするためには、真に必要なものとそうでないものとのメリハリのきいた歳出削減が必要である。そこで、現状以上に歳出削減努力を行うべき分野を複数回答でたずねたところ、「特別会計、独立行政法人等」が61.1%と最多であった。行政の守備範囲の拡大過程で創設されてきた特別会計の中にはその役割を減少させたものが存在することや、本来、官から民への流れの中で創設されたはずの独立行政法人への歳出削減が不十分とする意見は、公共部門の本来的機能への回帰を求めるものと言える。第2位は平成25年度予算で29.1兆円に達する「社会保障」であり、半数に近い会員（49.7%）が削減を求めている。効率的で効果的な社会保障制度の構築が、国民負担増の抑制と経済パフォーマンスの強化のためにも不可欠である。「公務員人件費」が42.2%と高い値を示したのは、会員が行政の守備範囲の縮小、事務・事業の効率化による定数の削減、公務員給与の適正化等の改革を求めたためである。近年の削減傾向を反映してか、公共投資の削減を求める会員は23.8%と、数年前に比べるとその比率を低下さ

せている。しかし、今後も、国民の生活や企業活動に真に貢献するインフラ整備に公共投資を重点化することの必要性がなくなったわけではない。

## 問7 消費税率引き上げによる日本経済への影響

消費税の税率が引き上げられることになったが、消費税増税が経済に悪影響を及ぼすのではないかという不安も存在する。そこで、消費税率引き上げが日本経済に及ぼす影響についてどのように考えるかをたずねたところ、「景気にマイナスの影響を及ぼす」と答えた会員が28.6%と最多であった。しかし、「消費税の増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり、住宅など高額な耐久財への課税を適切に減免すれば、10%まで引き上げてもさしたる影響はない」と答えた会員も24.3%、「現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており、消費税率を10%へ引き上げても、家計の将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる」と答えた会員も21.1%に上った。消費税率の引き上げが経済に及ぼす影響はさまざまな要因に左右される可能性があることから、会員の判断は分かれている。しかし、財政健全化のためには消費税率の引き上げが不可欠であり、同時に経済成長戦略を実現することで、経済へのマイナス影響を最小限にとどめることを会員は求めている。

## (3) 受益と負担

### 問8 受益と負担水準

わが国においては、国民全体が受ける社会保障の「受益」と「負担」が乖離し、「中福祉－低負担」と言われており、このままの財政構造が続くとその乖離が一層拡大すると危惧されている。そこで、今後の社会保障のあり方をどのように考えるかをたずねたところ、「現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、

中福祉－中負担を目指すべき」と考える会員が73.0%と圧倒的多数であった。「自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、低福祉－低負担を目指すべき」は少数ではあるが、18.9%であったのに対して、「高福祉－高負担に踏み出すべき」は1.1%にすぎなかった。

## 問9 国民負担率に関する意識

わが国の国・地方を合わせた国民負担率は39.9%（平成24年度，国税，地方税，社会保障負担の合計額の対国民所得比）であり，ヨーロッパの先進諸国と比べて低い水準となっている。国・地方の巨額の累積債務残高や少子・高齢化の急速な進行による社会保障費等の支出増加が見込まれるなか，国民負担率はどの程度までなら許容できるかをたずねたところ，「50%程度を限度とすべき」と答えた会員が57.3%と半数を超え，次いで，「現状レベルを維持すべき」が22.2%であった。この結果は，前問の「中福祉－中負担」と答えた会員が多いことと整合的である。今後，財政支出の増加が見込まれるとしても，こうした国民負担に対する国民の意識にも配慮し，社会保障の給付水準を検討する必要がある。

## 問10 社会保障改革について

社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには，消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革が避けられないとしても，膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠である。社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられているもののうち，優先的に取り組むべき項目をたずねた。「高所得者の年金給付の引き下げ」と答えた会員が56.2%と半数を超えたが，これは年金財政がますます厳しさを増してくることが予想される中での判断であろう。次いで医療費における「高齢者自己負担割合の引き上げ（1割から2割へ）」が52.4%であった。高齢化率

の高まりによって医療費の膨張が避けられない中，自己負担率の引き上げは公費負担の抑制にダイレクトに結びつくとともに，医療保険制度に内在するモラル・ハザードを弱め，医療費総額を抑えることによって保険財政を改善することになるという判断であろう。49.2%の会員が「生活保護の重点化・適正化の徹底」を重点検討課題としてあげたが，この背景には，経済状況の悪化によって大都市を中心に生活保護率が急上昇し生活保護費が膨張している状況下で，生活扶助水準や受給資格の認定が議論の対象となっていることがあると考えられる。

## 問11 年金制度について

現行制度では基礎年金の2分の1が国庫負担となっている。基礎年金の財源についてたずねたところ，会員の71.9%が「現行通り」で良いと答え，完全税方式を望ましいとする会員は8.6%にすぎなかった。年金財源の調達においては保険料方式と税方式があるが，いずれも長所と短所を持っている。現行方式を適当とする会員が多いことは，両方式間のバランスに配慮した結果であると考えられる。

## 2 税制全般

政府は，新たな成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針の実施を通じて，日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現していくこととし，税制においても，経済社会構造の変化を踏まえながら，これらの要請に資するあるべき税制の在り方を検討するなど，必要な取り組みを進めるとした。消費税率の引き上げ等，これまで本協会が求めてきた改正が実現に至っているものも多い。しかし，税制に関してはまだ残された課題は多く，今後の税制改革に向けて会員の意見を聞いた。

## (1) 税制改正に向けての基本的視点

### 問12 課税原則

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならない。しかし、税制の構築に際して優先すべき原則や基準は時代とともに変化する。経済社会を取り巻く環境が大きく変化しているわが国において、今後の税制改正にあたって最も重視すべき原則は何かをたずねた。56.8%の会員が「公平性の確保」をあげ、課税の大原則としての公平性を重視すべきだとしている。税負担に対する国民の理解を得るためには、各人の担税力に応じた公平な負担が求められるからである。「簡素性の確保」の21.1%がそれに次いだ。納税者にとって理解しやすく、納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することも必要であり、そのためにも税制は簡素なものでなくてはならず、軽視されがちであった簡素の原則を追求する必要があることを結果は示している。

### 問13 税制改革にあたって重要な視点

望ましい税制を設計するためには、課税原則に加えて具体的な制度設計の視点が不可欠である。そこで、税制改革において特に重視すべき点は何かを複数回答でたずねたところ、会員の75.7%が「経済活力の強化」をあげた。なお、維持会員に限れば、この比率は85.6%になる。欧米先進国に例を見ないスピードと規模での少子高齢化の進行やグローバル化の一層の進展など、わが国経済社会の基本構造が大きく変貌しつつあるなかで、活力ある社会を実現するためには好調な経済の持続が不可欠であり、それを支えることが税制にも求められるという認識を反映したものであると同時に、現下の厳しい経済情勢を反映した結果である。第2位には「国際的に調和の取れた税制度」(37.8%)が入った。これは、グローバル経済の時代にあって、法人税等の日本の税制がグローバル・スタンダードから外れることは、経済活動に対して望

ましくない影響を及ぼす可能性があると考えられるからである。第3位は「安定的な税収の確保」(37.3%)であった。これは、超高齢社会における社会保障費の増加や、公共サービスが対個人向けの比重を大きくしていることから、景気に左右されることの少ない税制を求めた結果だと考えられる。格差の是正に関しては「所得格差問題の是正(所得再分配効果の回復)」が22.7%と比較的高い値になっているのは、累次の所得税減税によって再分配機能が低下したことを反映したものと考えられる。「地域間格差」が5.4%と低い結果となったのは、税制以外の手段による是正が可能であることを反映しているのかもしれない。

### 問14 税目別バランスと税制改正

日本の税制は複数の税目から成り立っており、各税の長所を活かしながら租税原則を満たそうとしている。しかし、原則間には往々にしてトレード・オフが見られ、どの原則を重視するかは時代によって変化するため、望ましい税体系も時代によって異なることになる。日本の課税状況(国税・地方税計)は、平成22年度(実績ベース)で、所得税課税が31.6%、法人税課税が19.7%、消費課税が31.7%、資産課税が17.0%という税目別の税収構造比率になっている。税制改正を行うにあたり、日本の税目別税収構造どのように改善させるべきかをたずねたところ、「消費税をより重視する」(フランス型)が35.1%、「消費税、所得税をより重視する」(ドイツ、イギリス型)と答えた会員が33.5%であった。今後の社会保障費の増大や現在の財政状況を考えると、とくに消費税を重視することの必要性が確認されたと言える。

## Ⅱ 各税目

### ① 消費税

#### (1) 消費税の引き上げと用途について

##### 問15 消費税の引き上げの是非、引き上げ幅

増加する社会保障費の安定財源として消費税の増税が予定されている。消費税率の引き上げの是非、また、上げる場合にはどの程度が妥当もしくは容認可能であるかをたずねたところ、「現状維持」と答えた会員は5.4%にすぎず、大部分の会員が消費税率の引き上げを認めている。また、税率については「10%」が29.2%と最も多く、次いで「13~15%」が21.1%となった。昨年の調査ではヨーロッパの国々のように15%を上回る税率を容認する会員はきわめて少数であったが、今年は24.4%の会員が15%以上を認めており、消費税への期待の大きさを物語っている。

##### 問16 消費税率の引き上げと経済状況との関係

税制抜本改革法では、消費税率（国、地方）を平成26年4月1日に8%へ、平成27年10月1日に10%へ引き上げることとされている。ただし、消費税率の引き上げに当たっては、施行前に経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等種々の経済指標を確認し、経済状況を総合的に勘案し、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされているところである。そこで、消費税率の引き上げと経済状況との関係をどのように考えるかをたずねたところ、「経済・社会状況が激変しない限りは、消費税率を引き上げるべきである」が49.7%と最も多く、「経済状況が好転していれば、消費税率の引き上げを行うべきである」の25.9%を大きく上回った。これは、経済状況の好転という背景と同時に、財政健全化の重要性を強く認識した結果であろう。

#### 問17 用途及び目的税化

税制抜本改革法では、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされている。この点についてどのように考えるかをたずねた。昨年の調査では、「税の基本からすれば一般税であることが望ましく、用途の硬直化に繋がる危惧があり反対」が33.0%と最多であったが、今年はこの比率は31.9%に若干低下し、「消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない」と答えた会員が37.3%（昨年は29.7%）と最多となった。「社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、用途は限定すべき」も25.4%（昨年は28.8%）と、税率引き上げのための現実的な対応と、他の歳出膨張の歯止め効果に期待して、消費税の一般財源にこだわらないと考える会員が多くなっている。

#### (2) 逆進性対策

##### 問18 逆進性対策

わが国消費税の特徴は、非課税の範囲が小さく、税率は標準税率に統一されていることである。その結果、消費税の負担は逆進的となるが、税率が低い水準であるため逆進性が大きな問題とされなかった。しかし、税率の引上げが俎上に登るとき、逆進性緩和、あるいは低所得層対策の必要性に関する議論が浮上する。税制抜本改革法では、消費税率が8%になる時期から暫定的随時的措置として簡素な給付措置を実施し、消費税率の10%へ引き上げる時に軽減税率制度を導入することを目指すこととされ、与党税制協議会に設置された軽減税率制度調査会において検討されているところである。そこで、消費税の逆進性対策の必要性についてたずねたところ、「消費税率が10%（2桁）以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある」と答えた会員が53.0%と最多であった。消費者の選択に中立的であるためには税率は一定であることが

望ましいとされるが、逆進性対策を税率引き上げにともなう政治コストとみなし、現実的対応策としてとらえる会員が多い。

#### 問19 逆進性対策として適当な方法

逆進性緩和にはいくつかの方法が考えられる。そこで、逆進性対策として適当と思われる方法についてたずねたところ、「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」、「簡素な給付措置を導入すべき」がともに29.7%と最多であった。しかし、「給付付き税額控除を導入すべき」も25.9%、「社会保障における給付面での手当てを行うべき」も21.1%に上った。逆進性対策を行う場合には、公平性、消費行動に与える影響などを十分に考慮した選択が求められる。

#### 問20 軽減税率制度の導入について

消費税の逆進性緩和策の一つに軽減税率制度があり、前問でも「生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべき」と答えた会員は29.7%に上った。与党税制協議会では、対象、品目、軽減する消費税率、財源確保、インボイス制度の整備について、協議し、平成25年12月予定の税制改正決定時まで結論を得ることとされている。軽減税率制度の導入をどのように考えるかを改めてたずねたところ、「導入すべきではない」は半数近くの43.2%に達し、「どちらかという導入しないほうがよい」の24.3%を加えると、約7割の会員が軽減税率の導入には反対か消極的である。

#### 問21 軽減税率制度導入反対の理由

軽減税率は理解を得やすい逆進性緩和策ではあるが、多くの会員が導入には否定的である。そこで、導入に否定的な会員にその理由をたずねたところ、「事業者にとって事務負担が過重となる」、「対象品目の選定が極めて困難」、「税制の簡素性に反する」といった理由を答えた会員が多く見られた。

#### 問22 軽減税率の適用

問20において、軽減税率を「どちらかという導入したほうがよい」、「導入すべき」と答えた会員（全体では26.5%）に対して軽減税率としてどの程度の水準が望ましいかをたずねたところ、「5%」に据え置くとする回答が最多であった。

#### 問23 軽減税率の対象品目

軽減税率の導入に反対する理由として「対象品目の選定が極めて困難」が上位に上がったが、導入に肯定的な会員に軽減税率適用対象品目をたずねたところ、「特定の食料品に限定すべき」「広く食料品全般に軽減税率を認めるべき」「水道料金」「医薬品」「電気、ガス等の公共料金」「教育費用」に回答が分散した。この結果は、軽減税率の導入に肯定的であっても、対象品目の選定には困難がともなうことを表している。

#### 問24 軽減税率適用と税収減対応

軽減税率の対象品目にもよるが、仮に導入された場合には軽減税率は所得水準に関わりなく全消費者に効果が及ぶことから、税収の減少に直結する。そこで、税収減にどのように対応するかを全会員にたずねたところ、「歳出を削減することによって対応すべき」と答えた会員が54.1%と半数を超え、「軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべき」の28.1%を大きく上回った。「歳出の削減によって対応」に関しては、税収減相当額を社会保障の削減によって賄うとすれば、むしろ低所得層に不利になることに留意する必要がある。

#### (3) インボイス制度

#### 問25 インボイス制度

仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるインボイス制度の導入についての考えをたずねたところ、「複数税率となる場合以外には、導入すべきではない」が30.3%と

最多であり、「複数税率となっても、導入すべきではない」と答えた会員も24.9%であった。しかし、昨年の調査では「現行税率を引上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである」と積極的に導入を求める会員は14.2%にすぎなかったが、今年は25.9%に上昇した。「税率が10%（2桁）になる場合には、導入すべき」の11.9%と合わせると、インボイス制度の導入に対する抵抗感が薄れていると言える。

#### (4) 消費税の転嫁

##### 問26 消費税の転嫁について

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税であるが、消費税率の引き上げにともない、転嫁が円滑に行われるかどうか懸念されている。そこで、消費税率の引き上げにともない、円滑かつ適正な転嫁が確保されるよう「転嫁特別措置法」が成立した。転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えるかを複数回答でたずねた。「不公正な取引の検査、監視の強化」、「消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知」、「国民に対する広報の徹底」と答えた会員がそれぞれ半数近くに上った。消費税の転嫁を円滑に行えるようにするための環境整備が必要であると会員の多くは考えている。

## ② 法人税

### (1) 法人実効税率と課税ベース

法人課税については、平成23年度税制改正で、課税ベースの拡大と合わせて法人実効税率の5%引き下げが行われた。また、税制抜本改革法では、平成27年度以降において、雇用および国内投資の拡大の観点から、実効税率の引き下げの効果および主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、そのあり方について検討することとされた。そこで法人実効税率と課税ベースについて、企業行動に法人税が及ぼす影響も含め

て調査を行った。

### 問27 法人実効税率の企業行動への影響

企業行動にはさまざまな要因が影響を及ぼすが、法人収益に課税される法人税もその一つであると言われている。わが国の法人課税の実効税率（平成25年1月現在）は、平成23年度税制改正で課税ベースの拡大と合わせて5%引き下げられ、35.64%（国税：23.71%，地方税：11.93%）となった（ただし、平成24年度以降の3年間はこれに加え、基準法人税額の10%相当の復興特別法人税が課税される）。一方、諸外国と比較すると、欧州諸国は、イギリス24%（今後、平成27年までに20%までの引き下げを予定）、フランス33.33%，ドイツ29.5%，またアジア諸国は、中国25.00%，韓国24.2%，さらに今はわが国より高い米国（40.75%）でも大幅な税率引き下げの動きがあり、日本は未だ国際的に高い税率水準となっている。諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えるかについて、複数回答でたずねた。「国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている」と答えた会員が56.8%（維持会員の場合61.0%。以下同じ）と最多であった。また、「日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている」と答えた会員は41.6%（44.1%）、「外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている」は39.5%（41.5%）、「本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである」は28.6%（26.3%）であった。一方、「企業行動においては、法人実効税率の高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等、多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない」と

答えた会員は18.4%（14.4%）にすぎない。以上の調査結果は、法人税の実効税率が企業行動に影響を及ぼす可能性が大きいことを示しており、わが国においては、法人実効税率の引き下げによって企業がイコール・フットイングで海外と競争できる条件を整備することが、成長戦略として重要である。

## 問28 法人税の企業への影響の変化

前問のように法人税が企業活動に影響するという回答が多数であったが、法人税の影響は企業活動を取り巻く環境にも左右されるであろう。そこで、10年前と比較して法人税の影響は高まったと感じるかどうかをたずねたところ、「影響が高まっている」と答えた会員が63.2%（維持会員の場合61.9%）に達した。この回答は、他の要因が日本での企業活動にとって厳しさを増しているために、重い法人税負担をカバーしきれなくなってきたことが背景にあると考えられる。

## 問29 企業行動における法人税の影響が高まった理由

法人税が企業活動に及ぼす影響は10年前に比べて高まったと答えた会員が6割を超えた。そこで、「影響が高まった」と答えた会員に理由をたずねたところ、その80%強が「海外（輸出先、海外拠点等）の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大」と答えている。企業の投資活動には法人税だけでなく、さまざまな要因が存在することから、それらを総合的に勘案した上で法人税のあり方を検討すべきという声もある。しかし、労働コスト、円相場、市場の成長性、原材料、エネルギーなどの面で、国内企業を取り巻く環境が厳しくなっている中、企業は法人税負担により敏感に反応するようになっていと考えられる。

## 問30 法人実効税率の水準について

平成23年度税制改正において、課税ベースの

拡大等とあわせて、法人実効税率が5%引き下げられた（法人実効税率35.6%）。また、復興特別法人税が平成24年から3年間、基準法人税の10%相当が課税されている。上の設問ではわが国の法人税が相対的に高く、企業活動に影響している可能性が示されたが、それでは、日本の法人実効税率をどの水準にすべきかをたずねたところ、「主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである（法人実効税率25%程度）」と答えた会員が44.3%と最多であり、「欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべきである（法人実効税率30%程度）」の36.8%がそれに続いた。法人の負担は法人税だけでなく総合的に捉えるべきという主張もあるが、「社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい」と答えた会員は12.4%にすぎなかった。つまり、平成23年度税制改正で実現した5%の引き下げでは不十分とする会員が多数を占めた。法人実効税率を引下げ、税率格差を解消することは、国内での投資を促進し、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加につながると思える。

## 問31 課税ベースの拡大

法人実効税率の引き下げに際しては、とくに法人税収の減少への対応策として租税特別措置の見直し、課税ベースの拡大を検討するとの議論がある。平成23年度税制改正においても、法人税率の引き下げに合わせて課税ベースが拡大された。今後さらに法人税を引き下げの場合、課税ベースをどのように考えるかについて複数回答でたずねた。「過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない」と答えた会員は37.3%であった。次いで、「租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等

の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる」と答えた会員が32.4%であった。この回答は課税ベースの拡大を容認するというよりは、むしろ政策効果の大きいものに重点・強化することを提案していると考えられる。他方、法人税はわが国財政において大きな収入ウェイトを占めていることから、財政運営の視点から法人税のあり方を考えることについては、「税率を国際水準並みに引き下げられる場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることやむを得ない」と答えた会員は17.8%にすぎなかった。課税ベースの拡大については、企業活動の活性化、現行の政策税制の効果なども踏まえて検討することの必要性を結果は示している。

### 問32 研究開発支援税制

経済活力の基盤として研究開発投資は重要であり、世界的には、研究開発投資促進税制を拡充する動きが続いている。安倍政権は規制改革や金融・税制面の措置等により民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって「成長による富の創出」を実現しようとしており、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっている。そこで、研究開発支援税制についてどのように考えているかをたずねたところ、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべき」と答えた会員が42.2%と最多であった。そして、「研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長の富の創出」のために積極的に拡充すべき」が38.4%、「研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべき」が34.6%と続いた。一方、「研究開発支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反する

から廃止すべき」は5.9%にすぎなかった。このように、大多数の会員が研究開発投資の重要性と、投資促進のための税制上の措置の必要性を認識している。このことは、少子化にともなう人口減少により労働力人口が減少していくわが国経済において、経済の持続的な成長力を強化するためには、生産性を向上させることが不可欠であり、したがって、イノベーションの重要性がさらに高まっていることを示すものである。

### 問33 パテントボックスの創設

現行のわが国の研究開発支援税制は研究開発投資に着目した制度となっている。海外に目を転じると、欧州諸国では研究開発が成功を収めた後の段階において、特許の使用料など知的財産から生じる所得への課税を軽くする「パテントボックス」税制を導入し、企業の研究開発活動の流出防止や外国企業の研究開発の呼び込みによってイノベーションを促進しようとしている。パテントボックス税制についての考えを尋ねたところ、「我が国の知的財産立国としての競争力を維持、強化するために、導入すべき」と答えた会員が38.9%であり、「欧州諸国ですでに導入されているので、イコール・フットイングの観点から創設を急ぐ必要がある」の18.4%を加えると、半数を超える会員が導入すべきとしている。経済成長の要となる企業による活発なイノベーションを促すためにも、広範囲の投資促進措置が不可欠である。

### 問34 投資促進税制

現在、政府は投資減税、円滑な事業再編に資する税制措置、ベンチャー投資に係る税制措置等を検討しているところであるが、その中心となる投資減税についてどのような措置を望むかをたずねた。会員の60%が「税額控除」と回答し、「固定資産税（償却資産）の減免」（48.6%）がそれに続いた。

### 問35 法人実効税率の軽減の際の税収規模

法人税収入は9兆3,514億円(23年度決算額)にのぼっている。このことが法人の重い税負担となっているわけであるが、同時に現在の厳しい財政状況から、実効税率引き下げにともなう法人税収の減少が法人税減税の足かせにもなっている。そこで、日本の法人実効税率を引き下げの場合に、その税収規模の確保策についてどのように考えるかをたずねた。「法人税率の引下げ等も含めた成長戦略による投資の増、成長によって税収は増加するため、さらなる税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填(税収規模に対する中立性)に拘る必要はない」と考える会員が39.5%に達したが、「日本の税収構造は法人税に偏っていることから、法人税収の減少は、税制全体の中でカバーされるべき」と答えた会員も37.3%であった。経済成長によって税収は確保されるというサプライ・サイドの効果への期待や、消費税等で税収は確保すべきという考えを持つ会員が多く、「現在の財政状況を考えれば、さらなる税率引き下げは、法人税の課税ベースの拡大によって、法人税収の維持を図るべき」は14.6%にすぎなかった。

## (2) 法人関連税制

### 問36 法人関連税制における改正

法人税については、近年、組織再編税制の創設、連結納税制度の創設、研究開発投資減税、会社法に対応した税制の整備、減価償却制度の見直し等企業活力強化の観点から改正が行われてきた。しかし、グローバル化の急速な進展に対応していくためには、国際課税の分野を含め、解決すべき課題も残されている。そこで、税率以外の見直すべき課題について最も重要なものは何かを複数回答でたずねたところ、「欠損金の使用制限」と答えた会員が38.4%と最多であった。この結果は、平成23年度税制改正において大企業を対象とした欠損金の繰越控除制度について制限(欠損金の控除限度額は所得金額の8割)が設けられたことが背景にあると考えら

れる。次いで多かったのは「受取配当の益金不算入割合」の34.6%であり、「外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)」(32.4%)、「欠損金の繰越・繰戻」(31.4%)、「移転価格税制」(26.5%)、「連結納税」(25.4%)と続いた。二重課税の回避の必要性や、企業経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である欠損金の繰越・繰戻はわが国の制度が諸外国に比べて不利になっている点が指摘されたと言える。

## 1) 連結納税制度

### 問37 連結納税制度の改正

連結納税のメリットが消滅することから批判が大きかった連結付加税は平成16年度に廃止された。しかし現在もなお、連結納税制度普及の障害になっている制度が存在する。そこで、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目について複数回答でたずねたところ、「連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和」が59.5%、「適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和」が53.5%と、半数を超える会員が改正すべきと答えた。また、「法人事業税、法人住民税への導入」も36.8%と高い回答率であった。企業は経営形態の変更など環境変化への対応策を懸命に模索しているところであり、連結納税制度の普及を妨げる要因については見直しが必要である。

## 2) 受取配当の益金不算入割合

### 問38 受取配当の益金不算入割合

受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれかをたずねたところ、「受取配当の益金不算入割合を100%とするべき」が54.1%と、半数を超える会員が見直しを求めている。二重課税防止の観点からの改正が必要である。

### 3) 企業会計と税務会計との乖離

#### 問39 企業会計と法人税法との乖離

企業会計の国際会計基準への移行にともない企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされているが、乖離が大きくなると思われるのはどの項目かを複数回答でたずねた。「資産の減損」が41.6%と最も多く、「有形固定資産」の40.5%、「収益認識基準」の38.4%、「引当金、偶発債務、偶発資産」の30.8%が続いた。

#### 問40 確定決算主義

確定決算基準は、課税の簡便性と便宜性を確保するとともに、確定した決算に表明された企業の意思を重視することによって課税所得の計算の信頼性、客観性を担保し、課税における安定性を確保しようとするものである。企業会計と税務会計との乖離が拡大しているなか、確定決算主義については、「実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の調整を行うべき」と答えた会員が56.2%と最多であった。次いで、「所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき所得計算の妥当を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべき」の28.6%であり、「確定決算主義は廃止すべき」と答えた会員は9.2%と少なかった。以上の結果は、確定決算基準を維持するか廃止するかではなく、確定決算基準という原則の下で実情にどう適応させていくかという、程度の問題として捉えていくことの必要性を示している。

### 4) 税制の予測可能性

#### 問41 租税制度と実務との間の予測可能性

企業活動を行ううえで予測可能性はきわめて重要な条件であり、活動に影響を及ぼす税制についても同様である。そこで、租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題があったりする領域があるかを複数回答でたずねたところ、47.6%の会員が「移転価格税制」と答えた。以下、「タッ

クスハイブン税制」の40.5%、「国際的な組織再編税制」の23.2%が続いた。企業活動がグローバル化している今日、活動を円滑に進めるためにも、とくに予測可能性が重要となるのは、国際課税関係であることを結果は示している。

## ③ 国際課税

#### 問42 租税条約

近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しているが、さらに優先度の高い改善策は何かをたずねた。「移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進」と答えた会員が48.6%と最多であり、「アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進」の42.7%、「投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進」の40.5%がそれらに続いた。経済のグローバル化が進展する中、経済交流が一層拡大するように環境整備を図ることが重要であり、そのためにも租税条約について改定することを会員は求めている。

#### 問43 移転価格税制

平成23年度税制改正で、OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正された。また、平成25年度税制改正ではベリー比（営業費用売上総利益率）の適用も追加されたところであるが、さらに改善すべき優先度の高い点は何かをたずねた。「価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表すべき」が44.9%、「経済実態を踏まえたガイドライン等の充実」が41.6%に達した。移転価格課税の透明性や予測可能性を確保することへの期待の表れであろう。

#### 問44 外国子会社合算税制（タックスハイブント税制）

外国子会社合算税制（タックスハイブント税制）は、平成22年度税制改正で大幅に改正されたところであるが、今後更に改正すべき項目はどれかをたずねたところ、会員の半数（50.8%）が「軽課国の判定基準である実効税率を20%未満に引下げるべき」と答えた。世界的に法人税の実効税率が低下している中で、判定基準を引き下げる必要性を会員は感じている。また、「外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべき」と答えた会員が45.9%、「現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべき」も36.8%に上った。日本企業の海外におけるM&Aの積極的展開や各国税制度が大きく変化する中で、外国子会社合算税制の不断の見直しが必要である。

#### 問45 税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）

多国籍企業が各国の税制や租税条約を組み合わせることで租税負担を抑制している事例が見られ、各国の税源の浸食と潜在的な利益移転が図られていることが深刻な問題としてG8、G20でも取り上げられている。一方、合法的な行為を過度に規制することは、企業の経済行為を阻害する要因になるという懸念もある。この問題に関して、どのように考えるかを複数回答でたずねた。「租税回避を誘発しているのは、有害な租税競争であり、各国の主権にかかわる問題であるので、OECDのような国際機関における協議を通じて、国際的なルールを目指すべき」、「グローバル化の急速な変化に伴う国際課税上の課題については、国際的に調和のとれた制度を策定すべき」と答えた会員が41.1%と最多であった。また、「国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、

日本企業が、国際的な経済活動に活発に取り組めるように、国際課税制度について、予測可能で、法的安定性のある制度にすべき」も35.7%に上っており、国際的なルール作りが喫緊の課題であることを示している。

## 4 個人所得税

### (1) 税収調達機能と所得再配分機能

#### 問46 個人所得税と税収調達機能

累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われている。そこで、所得税と税収調達についてどのように考えるかをたずねたところ、「現状で妥当である」が35.1%と最多であり、「増税」あるいは「減税」が必要と答えた会員は少なかった。個人所得税は消費税と並ぶ基幹税であるが、今後の税制としては現状が妥当とする傾向が見られる。しかし、現状維持と答えた会員も三分の一にすぎず、個人所得課税については今後さらに検討を重ねるべき税制であると言える。そこで、以下の設問では個人所得税の構造についてたずねた。

#### 問47 税率構造と適用ブラケット

平成25年度税制改正において、課税所得4,000万円超について45%の税率が創設されたところであるが、過去の税制改正における最高税率の引き下げや税率のフラット化等によって、所得税の税収感応度や所得再配分機能は弱まっていると言われている。そこで、税率構造と適用ブラケットのあり方について複数回答でたずねたところ、「納税者の約8割が税率10%以下のブラケットとなっているため、ここに属する納税者の割合を縮小すべき」と答えた会員が37.3%と最多であった。また、現行の最高税率（45%）を「50%まで引き上げるべき」が29.2%、「ブラケットごとの税率の刻みを小さくすべき」が22.2%であった。「現行の税率構造等を維持すべき」は14.6%にすぎず、会員の多くが税率構造とブラケットの見直しが必要と考えて

いる。しかし、税率及びブラケットのあり方に関しては会員間でも意見は分かれている。

## (2) 所得控除, 税額控除等

### 問48 給与所得控除の在り方

給与所得控除は、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の二つの目的を持つといわれているが、長年にわたってそのあり方が議論されてきた。平成23年度税制改正では、格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するため、①給与所得控除の上限設定、②役員給与に係る給与所得控除の見直し、③特定支出控除の見直しがなされた。こうした中、給与所得控除をどのように考えるかをたずねたところ、会員の32.4%が「高額な収入のある役員給与については、金融資産等多額の資産を所有し一定額を超える場合には、給与所得控除は他の所得との負担の調整上減少させるべき」と答えた。現行の給与所得控除については、画一的に一律の控除を行う方式となっているが、雇用形態が多様化していることから、「実態に合わせた概算控除額を設定すべき」の26.5%が続いた。しかし、「現行の水準でよい」とする会員も24.9%に上り、給与所得控除のあり方については会員間でも方向性は定まっていない。

### 問49 控除の在り方

現行税制においては、婚姻、育児、高齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が設けられている。税率と並んで税額に大きく影響する控除のあり方について複数回答でたずねたところ、「特定扶養控除、老人扶養控除等様々な割増、加算措置や勤労学生控除等の特別な人的控除については、極力簡素化し、基本的には、家族に関する控除を基礎控除等に集約化すべき」と答えた会員が27.6%と最多であり、「子育て支援の観点からは、現行の扶養控除は、所得控除から税額控除（給付も含め）に改めるべき」の25.4%が続いた。子育て支援に関しては児童手

当、保育サービスなどの支出面での対応もあるが、税制面での取り組みについても関心が高いことをうかがわせる。これまでも議論の的となってきた配偶者控除については、「配偶者控除は、現行の制度を維持すべき」が22.2%であり、「配偶者の就労の中立性阻害、夫婦単位での二重控除（配偶者控除と基礎控除）の問題を踏まえ、廃止を含めて見直しを行うべき」（20.5%）を上回った。このように、所得税における控除のあり方については、いずれも圧倒的多数の会員が支持する改革案はない。しかし、租税理論上公平な所得税制を構築するためにも、控除のあり方について十分な議論と国民のコンセンサスを得ることが求められる。

### 問50 公的年金等控除

平成17年分所得から、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われたものの、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わっていない。そこで公的年金課税についてどう考えるかを複数回答でたずねたところ、「担税力のある高齢者については、公的年金等控除の上限を設けるべき」と答えた会員が50.3%と約半数に達し、「多額の資産を有する高齢者については、公的年金等控除は一定額を超える場合には、減少させるべき」の43.8%が続いた。このように、超高齢社会にあって年金生活者が急増するわが国においては、年金生活者として一括りにするのではなく、担税力や資産保有の大小など、きめ細かな対応を行うことによって所得税における公平性を確保することの必要性を会員は感じている。

### 問51 給付付き税額控除

課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付する給付付き税額控除制度が、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった

様々な視点から主張されている。そこで、その評価を複数回答でたずねたところ、「所得に着目した給付は不公平な制度であり、所得や資産所有状況を考慮する必要がある、社会保障等の給付で対応すべき」と答えた会員が32.4%と最多であり、「子育て等に配慮した低所得者支援等として導入すべき」の29.7%、「消費税の税率引き上げによる逆進性への対応として、消費税給付返還の制度として導入すべき」の24.9%が続いた。「導入すべき」とする会員が「導入すべきではない」と考える会員を上回っているものの、導入目的は会員によって異なっている。このように、給付付き税額控除についての容認度は大きくなっているが、導入に際してはその目的の明確化と、目的にあった制度設計を行うとともに、既存の給付制度との整合性について十分な事前の検討が必要である。

### (3) 年末調整

#### 問52 年末調整の在り方

納税者意識の向上や公平性の観点からは、現行では給与所得控除として算定されている必要経費を実額控除するとともに、申告納税制度を導入する方が望ましいとする考えがある。そこで給与所得者の年末調整のあり方についてどのように考えるかをたずねた。「年末調整を含め現行制度は、維持すべき」と答えた会員が55.7%と半数を超え、「年末調整と確定申告のいずれかを選択できるようにすべき」の27.6%を大きく上回った。申告納税制度の重要性は理解しつつも、利便性を重視した結果と言えよう。

### (4) 金融所得課税の一元化

#### 問53 総合課税と金融所得課税の一元化

平成23年度の税制改正大綱では「所得税については全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想であるが、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性に鑑み、可能なところから金融所得課税の一体化に向けた取組を進める」とされた。また、平

成25年度税制改正では金融所得課税の一体化が拡充され、公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等に係る所得等の損益通算が可能となる（平成28年1月1日から適用）。そこで、金融所得に対する課税についての考え方をたずねたところ、「資本の国際流動性を確保し、我が国金融・資本市場の競争力を強化し、経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化を促進すべき」と答えた会員が67.0%と、「金融所得についても全て所得を合算する総合課税が望ましく、金融所得課税の一元化は反対」の22.2%を大きく上回った。この調査結果は、金融・資本市場の国際競争力の強化によって、資本の国際流動性を確保し、日本経済の活性化を図るためには、金融所得課税の一元化をさらに着実に促進する必要があることを示している。

#### 問54 日本版 ISA について

平成25年度税制改正において、日本版 ISA が創設された。なお、非課税所得となる金融商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展や「貯蓄から投資へ」の考え方等の観点を踏まえつつ、今後検討することとされている。今後の日本版 ISA をどのように考えるかをたずねたところ、「新制度が創設されてばかりであるので、現状とおりでよい」と答えた会員が38.9%、「経済成長に必要な資金を供給する必要があることから、期間、金融商品の規模ともに拡大すべき」の25.4%がそれに続いた。会員の大部分が日本版 ISA を評価している。

## ⑤ 地方税

### (1) 地方税の在り方

#### 問55 地方税負担の在り方

国家財政とともに地方財政もきわめて厳しい状況ある。こうしたなか、地方税についても充実・強化すべきとの声も聞こえてくる。この点についてたずねたところ、「地方税の充実強化は税源移譲によって行うべき」と答えた会員が

54.6%と半数を超え、「地方税を増税すべき」は3.2%にすぎなかった。また、「地方税負担は増やすべきでなく、他の財政支出の削減で対応すべき」が33.0%に上った。安易な地方税の増税は避けるべきであり、国と地方の税源配分の見直しと、地方行政改革を会員は求めている。

#### 問56 地方税と国税（地方法人2税と地方消費税の税源交換）

地方法人二税の税収は、偏在度が高く地域間の財政力格差を生じさせていることから、平成20年度税制改正により、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置として、法人事業税の一部が分離され地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。地域間の地方税収格差を是正する方法として、「消費税の税率引き上げを前提として、地方法人二税を国税に移管し、その見返りとして地方消費税の拡充を行うべきである」との意見が出てきている。この点についてたずねたところ、「賛成である」が40.5%と最も多く、「どちらとも言えない」の35.1%が続いた。「反対」は16.8%にすぎなかった。地方税改革については格差是正のための普遍性の原則重視など、今後さらに検討を加えていく必要がある。

#### 問57 地方税の在り方

その他に地方税の在り方として賛成できるものはどれかを複数回答でたずねたところ、「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の税目が多いため、整理統合を行うべき」が58.9%と半数を超えた。地方税は多くの税目で構成されており、簡索性という点からの見直しも必要であろう。「法人住民税、法人事業税、固定資産税、都市計画税、事業所税等の法人負担は応益負担としては、高い水準にあるので見直すべき」の37.8%、「地方税は、受益と負担の連動を確保するため、応益原則をさらに徹底すべき」の33.5%が続いた。わが国の地方税は法人課税のウェイトが大きく、標準

税率を上回って課税する超過課税も法人対象に偏っている。地方税は行政サービスを提供するための対価あるいは会費だという考えから、応益原則を強化すべきと考える会員が多く、個人と企業の負担配分についても、再検討する必要があることを調査結果は示している。

#### (2) 個人住民税

##### 問58 個人住民税

個人住民税については、税源移譲にともなう所得割の比例税率化によって応益課税としての性格を強めることになったが、今後の個人住民税のあり方として要望したい点を複数回答でたずねた。「応益原則の強化から、均等割（市町村民税：年3千円、道府県民税：年1千円）については、引き上げるべき」、「所得発生と税負担の各時点を近づけるため、現年課税に変更すべき」がともに29.7%と最多であった。個人住民税は「地域社会の会費」的性格を最もよく表していることから、地方の基幹税としてのあり方をさらに検討すべきであろう。

#### (3) 法人住民税・事業税等

##### 問59 法人住民税・事業税等

法人住民税、法人事業税のあり方として賛成できるのはどれかを複数回答でたずねたところ、「全国に支店・営業所を有する法人にとっては、所在地の各県・市町村に法人住民税、法人事業税の申告・納付を行うため事務負担が非常に大きいので、全国一括申告センターのような組織を作る等、申告・納付の利便性を向上させるべき」と答えた会員が73.0%と最多であり、「外形標準課税は、所得割、付加価値割、資本割が併用される等仕組みが複雑であるので、簡素化すべき」の57.3%が次いだ。地方分権改革において地方の充実や課税自主権の強化は重要だとしても、納税環境や税の基本原則の一つである簡索性に照らして検討を行う必要性を調査結果は示している。

#### (4) 固定資産税

##### 問60 固定資産税

固定資産税の在り方として、特に要望したいのはどれかを複数回答でたずねたところ、「償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止すべき」が66.5%に達した。また、「償却資産の減価償却は、法人税法と同一に完全償却まで認めるべき」と答えた会員が51.9%と半数を超えた。固定資産税は応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄であり、課税の是非を含めて検討すべきという考えが背景にあると考えられる。

## 〔6〕 その他の税制等

#### (1) 環境関連税制

##### 問61 地球温暖化対策のための税

平成24年度税制改正において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭にCO<sub>2</sub>排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための課税の特例」が創設された。今後の地球温暖化対策税制をどのように考えるかをたずねた。「環境税や石油石炭税の増税などは、国民生活や産業活動に大きな影響を及ぼすことから、その政策効果や国民負担等の検討を行うなど慎重な議論が必要」とする会員が36.8%、「日本では既に省エネ技術など世界最高水準を達成しているにも関わらず、さらに地球温暖化対策税を導入することは、日本の国際競争力低下、海外への生産シフトに伴う産業・雇用の空洞化を招くことから、現在検討中の資源・エネルギー政策の見直しを契機とし、課税の廃止を含め抜本的に見直すべき」も30.3%と、地球温暖化対策税の創設には否定的な会員が多数であった。一方、「地球温暖化対策税は賛成」とする会員は4.9%にすぎない。国民の十分な理解が得られないままに、特定の政策分野に税制を活用することには慎重を要するとともに、環境政策全

体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

##### 問62 車体課税

自動車取得税及び自動車重量税については、平成25年度税制大綱において、(1)自動車取得税は、2段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止し、他に確保した安定財源と合わせて、地方財政に影響を及ぼさない。自動車重量税は、(2)1) エコカー減税制度を恒久化し、今後グリーン化機能の維持・強化及び安定財源の確保の観点から環境性能に応じた課税を検討する。2) 道路の維持管理・更新等のための財源と位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行うとされ、26年度税制改正で具体的な結論を得ることとされたところである。そこで、今後の自動車重量税についての考えをたずねた。「自動車重量税は保有課税として自動車税と重複しており、過大な負担を負っているため、国際的な負担水準に軽減すべき」と答えた会員が29.2%と最多であり、「自動車重量税は道路整備の課税根拠がなくなっているため、廃止すべき」の25.4%が続いた。自動車関係諸税が一般財源化されたこと、消費税率が引き上げられることなどから、国際的に見て負担の重い自動車関連税の軽減・廃止を求める声が多い。

#### (2) 印紙税等

##### 問63 印紙税の是非

印紙税は経済取引にともなって作成する契約書や金銭の受取書（領収書）などの文書に課税される。したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。このため、「課税対象の見直しを行うべき」とする会員が23.8%であったが、「さらに進んで廃止を検討すべき」が71.9%と多数を占めた。インターネット販売が拡大する中で課税

上のアンバランスはますます大きくなっており、課税の公平上、問題であることから印紙税全体について廃止を検討する必要があることを調査結果は示している。

### Ⅲ 税に関する意識及び納税環境の整備

#### 問64 コーポレートガバナンスと税務コンプライアンス

企業は内部統制の整備などコーポレートガバナンスの強化に取り組んでいるが、税務コンプライアンスの向上を図ることも重要な課題となっており、課税当局においても、企業の税務コンプライアンスの維持・向上への取り組みを推進することが必要となっている。このような状況において、これからの税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねた。

「企業のコーポレートガバナンスの維持・向上は社会的な責務であって、税務コンプライアンスの向上に取り組むことは当然」と答えた会員が58.4%に上った。そして半数近い(45.9%)会員が「税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取り組み(指揮・監督等)に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」と答えている。一方、課税当局に対しては、「企業が取り組むコーポレートガバナンスや税務コンプライアンスを尊重すべき」と答えた会員が29.7%に上った。

#### 問65 移転価格税制と税務コンプライアンス

移転価格税制において紛争が発生した場合、その影響規模が大きく、かつ、解決に長い時間を要するため、企業や課税当局の負担が重く、また、経済活動の国際的展開に支障をきたす可能性がある。このため、紛争が発生しないように企業による自主的・予防的な対応が重要となるとともに、行政当局においても予防的対応が求められている。そこで、移転価格税制における税務コンプライアンスについてどのように考えるかをたずねたところ、企業においては、

「税務リスクを軽減するため、移転価格税制に関する認識、取組、根拠となる疎明資料の作成等を全社的に整合性のあるものとするのが重要」、 「移転価格に関する問題(取引価格の設定や独立企業間価格の設定等)に対するトップマネジメントの適切な関与は、社内組織体制として必要」、 「海外の子会社を含め、関係会社全体が移転価格税制への統一的な対応をとることが重要」との回答を得た。また行政当局においては、多くの会員が「移転価格税制に関する企業のコンプライアンス向上に資する指針等を提供すべき」、 「企業からの相談に対応した体制を整備すべき」と答えた。国際課税に関しては国際協議の業務が山積しており、そのための多大の労力、知見が必要とされることから、企画立案部局の要員を増員することも必要となろう。

#### 問66 税制上の一般的な問題認識

税金一般に関する問題点について該当するものを複数回答でたずねた。「制度が複雑化し、事務負担、費用の増大等となっている」と答えた会員が67.6%に上った。望ましい税制の構築において簡索性への配慮も重要であることを示している。「国民に税金(含む社会保障負担)、歳出に関する知識、情報が正確に伝わっていない」(42.7%)、「グローバル化が進展する中で、移転価格課税での更正や事前協議が増加する等、予見可能性が不十分であり、時代の変化に税制等の整備が遅れている」(38.9%)が続いた。また、「クロヨンが存在し、サラリーマン世帯の不公平感につながっている」と感じている会員も34.1%に上った。経済活動を取り巻く環境が急速に変化している現在、ソフト・インフラとしての税制を迅速に時代の変化に適合させるとともに、税金に関して国民の理解を得るためには、公平性の確保と租税に関する情報を的確かつわかりやすく国民に伝える必要があることを調査結果は示している。

#### 問67 納税環境の整備

租税原則に沿って税制が設計されていたとしても、適正な執行がともなわなければ不十分であり、そのためにも納税環境の整備が重要である。そこで、どのような環境整備が必要かをたずねたところ、第1位は「地方税申告・納付の簡素化」と答えた会員が44.9%と半数近くに達した。第2位も地方税に関連するものであり、「徴税効率を上げるため、地方公共団体間での共同化、国税庁と地方の連携が必要」の42.7%であった。地方分権の推進によって自治体の課

税自主権を強化することが重要だとしても、納税環境や徴税効率にも十分な配慮が必要である。とくに国と地方の徴税協力は、効率性の向上のみならず適正かつ公平な徴税の執行とともに、納税者にとっての利便性の向上にも資するものである。

---

#### Ⅳ 当協会へのご要望等

(略)

# 税制に関する意見調査／集計結果

	維持(法人)会員 送付数 360 回収数 118 回収率 32.8%	租研役員・評議員 送付数 96 回収数 28 回収率 29.2%	通常(個人)会員 送付数 442 回収数 39 回収率 8.8%	全体 送付数 898 回収数 185 回収率 20.6%
<b>I. 財政及び税制全般</b>				
<b>1. 経済及び財政政策全般</b>				
<b>(1) 全般</b>				
<b>【問1】日本が抱える政策課題</b>				
我が国は多くの構造的な問題を抱えていますが、下記のうち、優先的に取り組むべき政策課題をお選びください。(複数回答可)				
イ) 大震災からの復旧・復興	(イ) 76 64.4%	(イ) 17 60.7%	(イ) 19 48.7%	(イ) 112 60.5%
ロ) 資源・エネルギー政策	(ロ) 60 50.8%	(ロ) 19 67.9%	(ロ) 11 28.2%	(ロ) 90 48.6%
ハ) 社会資本整備の充実・強化(国土強靱化対策)	(ハ) 16 13.6%	(ハ) 6 21.4%	(ハ) 4 10.3%	(ハ) 26 14.1%
ニ) 経済対策(デフレ対策)	(ニ) 56 47.5%	(ニ) 17 60.7%	(ニ) 5 12.8%	(ニ) 78 42.2%
ホ) 中長期的な経済成長政策(新成長戦略の推進等)	(ホ) 80 67.8%	(ホ) 23 82.1%	(ホ) 16 41.0%	(ホ) 119 64.3%
ヘ) 財政の健全化	(ヘ) 67 56.8%	(ヘ) 24 85.7%	(ヘ) 27 69.2%	(ヘ) 118 63.8%
ト) 規制改革(含む行政改革)	(ト) 26 22.0%	(ト) 14 50.0%	(ト) 7 17.9%	(ト) 47 25.4%
チ) 経済貿易連携の推進(T P P 等)	(チ) 27 22.9%	(チ) 9 32.1%	(チ) 2 5.1%	(チ) 38 20.5%
リ) 新たな税制抜本的改革	(リ) 35 29.7%	(リ) 12 42.9%	(リ) 7 17.9%	(リ) 54 29.2%
ヌ) 持続性のある社会保障の構築	(ヌ) 30 25.4%	(ヌ) 10 35.7%	(ヌ) 9 23.1%	(ヌ) 49 26.5%
ル) 少子化対策	(ル) 28 23.7%	(ル) 6 21.4%	(ル) 13 33.3%	(ル) 47 25.4%
ヲ) 地方の活性化(含む地方分権化)	(ヲ) 10 8.5%	(ヲ) 0 0.0%	(ヲ) 5 12.8%	(ヲ) 15 8.1%
ヾ) 地球温暖化対策	(ヾ) 4 3.4%	(ヾ) 1 3.6%	(ヾ) 5 12.8%	(ヾ) 10 5.4%
カ) その他(具体的にご記入ください)	(カ) 3 2.5%	(カ) 2 7.1%	(カ) 0 0.0%	(カ) 5 2.7%
<b>(2) 経済及び財政政策</b>				
安倍政権は、「強い経済」を取り戻すとして、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢、いわゆるアベノミクスという経済政策により、長引くデフレ不況、円高から脱却し、日本経済を強い成長軌道に乗せる政策がとられています。このアベノミクスについてお尋ねします。				
<b>【問2】アベノミクスの経済に与える効果</b>				
アベノミクスの経済に与える効果についてどのようにお考えになりますか。				
イ) アベノミクスは成功し、自律的な成長と望ましいインフレをもたらす。	(イ) 12 10.2%	(イ) 6 21.4%	(イ) 6 15.4%	(イ) 24 13.0%
ロ) アベノミクスは部分的な効果にとどまり、堅調な成長を生み出すが、デフレからは抜け出せない。	(ロ) 14 11.9%	(ロ) 2 7.1%	(ロ) 9 23.1%	(ロ) 25 13.5%
ハ) 日本経済は依然としてデフレの状況で低成長が継続する。	(ハ) 6 5.1%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 2 5.1%	(ハ) 8 4.3%
ニ) 日本経済はインフレと経済停滞となり厳しい状況となる。	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 12.8%	(ニ) 6 3.2%
ホ) 現状では判断できない。	(ホ) 74 62.7%	(ホ) 14 50.0%	(ホ) 14 35.9%	(ホ) 102 55.1%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 6 5.1%	(ヘ) 5 17.9%	(ヘ) 1 2.6%	(ヘ) 12 6.5%
<b>【問3】新たな成長戦略</b>				
安倍政権における第3の矢である新たな成長戦略として「日本再興戦略」が決定されましたが、この戦略に掲げられている政策のうち、優先的に取り組むべき課題を3つお選びください。				

イ) 緊急構造改革プラン(民間投資活性化、事業再編促進、海外展開促進等)	(イ)	68	57.6%	(イ)	16	57.1%	(イ)	13	33.3%	(イ)	97	52.4%
ロ) 雇用制度改革, 人材力の強化(女性活躍政策, 人材育成, 雇用確保政策等)	(ロ)	41	34.7%	(ロ)	11	39.3%	(ロ)	12	30.8%	(ロ)	64	34.6%
ハ) 科学技術イノベーション促進政策	(ハ)	27	22.9%	(ハ)	11	39.3%	(ハ)	16	41.0%	(ハ)	54	29.2%
ニ) 世界最高水準のIT社会の実現(規制改革, IT化促進, ITインフラ整備等)	(ニ)	9	7.6%	(ニ)	5	17.9%	(ニ)	7	17.9%	(ニ)	21	11.4%
ホ) 立地競争力の更なる強化(国家戦略特区, PPI・PFI, 産業インフラの整備等)	(ホ)	28	23.7%	(ホ)	8	28.6%	(ホ)	7	17.9%	(ホ)	43	23.2%
ヘ) 中小企業・小規模事業者の革新	(ヘ)	7	5.9%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	4	10.3%	(ヘ)	11	5.9%
ト) 国民の「健康寿命」の延伸政策(予防サービス, 医療産業の家政科, 先端医療促進策等)	(ト)	2	1.7%	(ト)	0	0.0%	(ト)	3	7.7%	(ト)	5	2.7%
チ) クリーン・経済的エネルギー需給の実現	(チ)	35	29.7%	(チ)	8	28.6%	(チ)	5	12.8%	(チ)	48	25.9%
リ) 経済的な次世代インフラの構築	(リ)	20	16.9%	(リ)	3	10.7%	(リ)	3	7.7%	(リ)	26	14.1%
ス) 地域資源で稼ぐ地域社会の実現(農業活性化政策等)	(ス)	10	8.5%	(ス)	2	7.1%	(ス)	3	7.7%	(ス)	15	8.1%
ル) 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進(TPPの促進等)	(ル)	31	26.3%	(ル)	9	32.1%	(ル)	5	12.8%	(ル)	45	24.3%
ヲ) 海外市場獲得のための戦略的取組(インフラ輸出、資源確保、クールジャパン促進策等)	(ヲ)	29	24.6%	(ヲ)	5	17.9%	(ヲ)	13	33.3%	(ヲ)	47	25.4%
ワ) 成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備(対内投資促進等)	(ワ)	18	15.3%	(ワ)	5	17.9%	(ワ)	12	30.8%	(ワ)	35	18.9%
カ) その他(具体的にご記入ください)	(カ)	3	2.5%	(カ)	1	3.6%	(カ)	0	0.0%	(カ)	4	2.2%

#### 【問4】財政赤字と財政健全化目標

財政健全化目標については、「経済財政運営と改革の基本方針」において、経済再生と財政健全化の両立に向けた取り組みの下で、国・地方のPBについて、2015年度までに2010年に比べ赤字のGDP比の半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高の対GDP比の安定的な引き下げを目指すこととされました。このため、財政健全化への取り組みとして、「社会保障支出についても聖域とせず、見直しに取り組む。歳入面においても経済社会構造変化を踏まえながら、あるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取り組みを進める。」こととされました。このような政府の財政運営戦略をどのように評価しますか。

- イ) 金融政策, 財政政策, 経済成長戦略が効果を発揮せず, 財政の悪化が拡大し, 日本の国際的な信認は大きく損なわれる。
- ロ) 社会保障費の重点化・効率化が思い切られて図られない限り, 財政健全化方針の実現は困難であり, 財政悪化は拡大する。
- ハ) 財政健全化の道筋が依然として明らかでなく, 財政健全化の方針の実現も不明確であり, 財政の信認が低下した場合には長期金利の上昇や経済の下振れにつながる恐れがある。
- ニ) 金融政策, 財政政策, 経済成長戦略が効果を発揮し, 日本経済は成長軌道に乗り, 物価上昇率も2%を達成し, 税収が増大することから, 15年度の方針は達成

(イ)	0	0.0%	(イ)	0	0.0%	(イ)	2	5.1%	(イ)	2	1.1%
(ロ)	24	20.3%	(ロ)	10	35.7%	(ロ)	10	25.6%	(ロ)	44	23.8%
(ハ)	39	33.1%	(ハ)	14	50.0%	(ハ)	20	51.3%	(ハ)	73	39.5%
(ニ)	11	9.3%	(ニ)	1	3.6%	(ニ)	4	10.3%	(ニ)	16	8.6%

<p>する。一方、社会保障費の増大等から20年度の基礎的収支の黒字化は困難であり、再度の歳入・歳出の抜本的な見直しが必要である。</p> <p>ホ) 財政健全化の道筋が明確になったので、国民の将来に対する不安が軽減され、経済は上振れする可能性があり、財政健全化の方向にある。</p> <p>へ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(ホ) 5 4.2%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 8 4.3%
<p>【問5】財政健全化目標の立法化</p> <p>財政健全化推進のためには法律を制定し、財政健全化目標の達成を義務付けたほうがよいとの意見がありますが、どのように考えますか。</p> <p>イ) 財政健全化法を制定すべきである。</p> <p>ロ) 閣議決定で中長期財政計画を制定し、毎年度の予算において財政健全化を図ればよい。</p> <p>ハ) 経済成長を通じ、税取増を目指すことが重要であり、その上で財政健全化を図ればよい。</p> <p>ニ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 29 24.6%	(イ) 8 28.6%	(イ) 16 41.0%	(イ) 53 28.6%
	(ロ) 53 44.9%	(ロ) 12 42.9%	(ロ) 15 38.5%	(ロ) 80 43.2%
	(ハ) 28 23.7%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 6 15.4%	(ハ) 42 22.7%
	(ニ) 2 1.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 2 1.1%
<p>【問6】歳出削減</p> <p>高齢化の進展に伴い社会保障費が増大していることに加えて、短期的には復興関連の支出も増加します。これら財政状況を考えれば、行政の効率化、歳出削減努力の継続は必要と思われます。今後、歳出削減努力をより強化すべき分野はどれでしょうか。(複数回答可、計数は復興予算込み)</p> <p>イ) 社会保障(平成25年度予算 29.1兆円)</p> <p>ロ) 公共事業(5.3兆円)</p> <p>ハ) 防衛(4.8兆円)</p> <p>ニ) 文教・科学振興(5.4兆円)</p> <p>ホ) 地方交付税等(16.3兆円)</p> <p>へ) 公務員人件費(4.8兆円)</p> <p>ト) 特別会計、独立行政法人等</p> <p>チ) 削減すべきものはない</p> <p>リ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 54 45.8%	(イ) 19 67.9%	(イ) 19 48.7%	(イ) 92 49.7%
	(ロ) 31 26.3%	(ロ) 5 17.9%	(ロ) 8 20.5%	(ロ) 44 23.8%
	(ハ) 8 6.8%	(ハ) 2 7.1%	(ハ) 1 2.6%	(ハ) 11 5.9%
	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%
	(ホ) 24 20.3%	(ホ) 11 39.3%	(ホ) 12 30.8%	(ホ) 47 25.4%
	(へ) 52 44.1%	(へ) 13 46.4%	(へ) 13 33.3%	(へ) 78 42.2%
	(ト) 73 61.9%	(ト) 15 53.6%	(ト) 25 64.1%	(ト) 113 61.1%
	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%	(チ) 0 0.0%
	(リ) 4 3.4%	(リ) 3 10.7%	(リ) 0 0.0%	(リ) 7 3.8%
<p>【問7】消費税率引き上げによる日本経済への影響</p> <p>税制抜本改革法により、消費税率の引き上げは、平成26年4月から5%(地方消費税を含む)から8%へ平成27年10月1日から8%から10%に引き上げられることとなっています。なお、施行前には経済状況等を総合的に勘案することとされています。消費税率が引き上げられた場合、日本経済にどのような影響があると考えますか。</p> <p>イ) 消費税率の10%への引き上げは、景気にマイナスの影響を及ぼす。</p> <p>ロ) 消費税率の10%への引き上げは、社会保障目的税として支出すれば、景気への影響を緩和できることから、社会保障制度の安定化のために増税を行っても、経済にマイナスになることはない。</p> <p>ハ) 現役世代は財政や社会保障の持続可能性への不安から消費支出を抑制しており、消費税率を10%へ引き上げても、家計の</p>	(イ) 36 30.5%	(イ) 3 10.7%	(イ) 14 35.9%	(イ) 53 28.6%
	(ロ) 16 13.6%	(ロ) 8 28.6%	(ロ) 7 17.9%	(ロ) 31 16.8%
	(ハ) 24 20.3%	(ハ) 6 21.4%	(ハ) 9 23.1%	(ハ) 39 21.1%

将来の不安が払拭できれば、消費はむしろ増加する可能性があり、経済にプラスになる。				
ニ) 消費税の増税が景気に及ぼす影響は短期的なものであり、住宅など高額な耐久財への課税を適切に減免すれば、10%まで引き上げてもさしたる影響はない。	(ニ) 29 24.6%	(ニ) 9 32.1%	(ニ) 7 17.9%	(ニ) 45 24.3%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 7 5.9%	(ホ) 3 10.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 10 5.4%
<b>(3) 受益と負担</b>				
<b>【問8】 受益と負担水準</b>				
我が国においては、国民全体が受ける社会保障が「中福祉－低負担」になっていると言われており、負担を抑制するための財源を国債などの形で将来世代へ先送っている状況です。今後高齢化の進展に伴い支出がさらに増加することになれば、将来世代へのつけ回しを避けるべきです。今後の社会保障のあり方をどのように考えますか。				
イ) 社会保障については、自己負担や自己責任をより強化することが望ましく、公的に提供するサービスについては、「低福祉－低負担」とすべきである。	(イ) 18 15.3%	(イ) 3 10.7%	(イ) 14 35.9%	(イ) 35 18.9%
ロ) 現在の社会保障を維持し、それに見合う負担が望ましく、「中福祉－中負担」を目指すべきである。	(ロ) 89 75.4%	(ロ) 24 85.7%	(ロ) 22 56.4%	(ロ) 135 73.0%
ハ) 「より安心な社会」を目指し、更に「高福祉－高負担」に踏み出すべきである。	(ハ) 2 1.7%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 2 1.1%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 3 2.5%	(ニ) 1 3.6%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 5 2.7%
<b>【問9】 国民負担率に関する意識</b>				
我が国の、国・地方をあわせた国民負担割合は39.9%(平成24年度、国税、地方税、社会保障負担の合計額の対国民所得比)です。				
一般会計当初予算の歳入に占める国債の割合が50%に近づきつつある実状からすれば、国民の租税負担は引き上げざるを得ないものと思われます。国民負担率(租税負担率)については、どの程度までなら許容できますか。				
(参考)各国の国民負担率(日本は平成22年度、日本以外は平成22年)日本38.5%、アメリカ30.9%、イギリス47.3%、ドイツ50.5%、フランス60.0%、スウェーデン58.9%				
イ) 60%程度までの負担はやむを得ない。	(イ) 1 0.8%	(イ) 1 3.6%	(イ) 4 10.3%	(イ) 6 3.2%
ロ) 50%程度を限度とすべきである。	(ロ) 68 57.6%	(ロ) 21 75.0%	(ロ) 17 43.6%	(ロ) 106 57.3%
ハ) 現状レベルを維持すべきである。	(ハ) 26 22.0%	(ハ) 3 10.7%	(ハ) 12 30.8%	(ハ) 41 22.2%
ニ) 現状でも、負担レベルが高く、下げるべきである。	(ニ) 10 8.5%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 7.7%	(ニ) 13 7.0%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 5 4.2%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 8 4.3%
<b>【問10】 社会保障改革について</b>				
社会保障の安定的な財源確保と財政健全化の両方を同時に達成するためには、消費税率の引き上げを柱とする税制抜本改革とともに、膨張を続ける社会保障関係費用の抑制及びそのための制度の効率化・重点化等抜本的な見直しが不可欠といえます。現在、社会保障改革のなかで効率化・重点化検討課題として挙げられている下記のうち、優先的に取り組むべき検討項目を3つ以内でお選びください。				

イ) 年金支給開始年齢の引き上げ	(イ) 16 13.6%	(イ) 9 32.1%	(イ) 7 17.9%	(イ) 32 17.3%
ロ) 年金給付の引き下げ	(ロ) 12 10.2%	(ロ) 2 7.1%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 19 10.3%
ハ) 高所得者の年金給付の引き下げ	(ハ) 71 60.2%	(ハ) 15 53.6%	(ハ) 18 46.2%	(ハ) 104 56.2%
ニ) デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底	(ニ) 34 28.8%	(ニ) 11 39.3%	(ニ) 4 10.3%	(ニ) 49 26.5%
ホ) 年金保険料の引き上げ(標準報酬上限の引き上げ)	(ホ) 8 6.8%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 5 12.8%	(ホ) 15 8.1%
ヘ) 高齢者自己負担割合の引き上げ(1割から2割へ)	(ヘ) 64 54.2%	(ヘ) 15 53.6%	(ヘ) 18 46.2%	(ヘ) 97 52.4%
ト) 生活保護の重点化・適正化の徹底	(ト) 59 50.0%	(ト) 9 32.1%	(ト) 23 59.0%	(ト) 91 49.2%
チ) その他(具体的にご記入ください)	(チ) 3 2.5%	(チ) 4 14.3%	(チ) 3 7.7%	(チ) 10 5.4%
<b>【問11】 年金制度について</b> 年金制度における基礎年金の負担について、どのように考えますか。				
イ) 全額国庫負担方式にすべきである。	(イ) 7 5.9%	(イ) 3 10.7%	(イ) 6 15.4%	(イ) 16 8.6%
ロ) 二分の一国庫負担方式(現行)でよい。	(ロ) 89 75.4%	(ロ) 18 64.3%	(ロ) 26 66.7%	(ロ) 133 71.9%
ハ) 三分の一国庫負担方式でよい。	(ハ) 7 5.9%	(ハ) 3 10.7%	(ハ) 5 12.8%	(ハ) 15 8.1%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 3 2.5%	(ニ) 2 7.1%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 2.7%
<b>2. 税制全般</b> 政府においては、新たな成長戦略と経済財政運営と改革の基本方針の実施を通じて、日本経済の持続的成長と財政健全化の両立を実現していくこととされています。税制においても、経済社会構造の変化を踏まえながら、これらの要請に資するあるべき税制の在り方を検討するなど、必要な取り組みを進めることとされています。今後の税制改革に向けて、以下の設問にお答えください。				
<b>(1) 税制改正に向けての基本的視点</b>				
<b>【問12】 課税原則</b> 次の課税原則のうち、現行税制を踏まえ、今後最も重視すべき原則はどれでしょうか。				
イ) 公平性の確保	(イ) 68 57.6%	(イ) 16 57.1%	(イ) 21 53.8%	(イ) 105 56.8%
ロ) 中立性の確保	(ロ) 12 10.2%	(ロ) 6 21.4%	(ロ) 10 25.6%	(ロ) 28 15.1%
ハ) 簡素性の確保	(ハ) 28 23.7%	(ハ) 5 17.9%	(ハ) 6 15.4%	(ハ) 39 21.1%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 4 3.4%	(ニ) 1 3.6%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 5 2.7%
<b>【問13】 税制改革にあたって重要な視点</b> 税制改革に当たり、課税原則に加え、特に重視すべき点はどのようなことですか。(3つまで回答可)				
イ) 経済活力の強化	(イ) 101 85.6%	(イ) 21 75.0%	(イ) 18 46.2%	(イ) 140 75.7%
ロ) 少子化対策	(ロ) 23 19.5%	(ロ) 6 21.4%	(ロ) 11 28.2%	(ロ) 40 21.6%
ハ) 所得格差問題の是正(所得再分配効果の回復)	(ハ) 25 21.2%	(ハ) 6 21.4%	(ハ) 11 28.2%	(ハ) 42 22.7%
ニ) 世代間格差の是正	(ニ) 16 13.6%	(ニ) 5 17.9%	(ニ) 8 20.5%	(ニ) 29 15.7%
ホ) 地域間格差の是正(地方間の税源偏在の是正)	(ホ) 6 5.1%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 4 10.3%	(ホ) 10 5.4%
ヘ) 安定的な税収の確保	(ヘ) 38 32.2%	(ヘ) 16 57.1%	(ヘ) 15 38.5%	(ヘ) 69 37.3%
ト) イノベーションの促進	(ト) 14 11.9%	(ト) 5 17.9%	(ト) 7 17.9%	(ト) 26 14.1%
チ) 国際的に調和の取れた税制度	(チ) 46 39.0%	(チ) 9 32.1%	(チ) 15 38.5%	(チ) 70 37.8%
リ) 地方分権化の推進(含む国税と地方税の役割分担の明確化)	(リ) 11 9.3%	(リ) 4 14.3%	(リ) 4 10.3%	(リ) 19 10.3%
ヌ) その他(具体的にご記入ください)	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 0 0.0%	(ヌ) 1 2.6%	(ヌ) 1 0.5%
<b>【問14】 税目別バランスと税制改正</b> 日本の課税状況(国税・地方税計)は、平成22年度(実績ベース)で、所得税課税が31.6%、法人税課税が19.7%、消費課税が31.7%、資産課税が17.0%という税目別の税収構造比率になっています。今後、日本の望ましい税目別税収構造をどのように考えますか。 (参考) 各国の税目別バランス				

(日 本) 所得32%, 法人20%, 消費32%, 資産17%(平成22年度実績)					
(アメリカ) 所得44%, 法人15%, 消費24%, 資産17%(平成22年実績)					
(ドイツ) 所得40%, 法人7%, 消費49%, 資産4%( )					
(フランス) 所得28%, 法人8%, 消費41%, 資産23%( )					
(イギリス) 所得36%, 法人11%, 消費39%, 資産15%( )					
イ) 消費税をより重視する(フランス型)	(イ) 39 33.1%	(イ) 12 42.9%	(イ) 14 35.9%	(イ) 65 35.1%	
ロ) 消費税, 所得税をより重視する(ドイツ, イギリス型)	(ロ) 43 36.4%	(ロ) 14 50.0%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 62 33.5%	
ハ) 所得税をより重視する(米国型)	(ハ) 10 8.5%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 10 25.6%	(ハ) 20 10.8%	
ニ) 日本の現状維持	(ニ) 19 16.1%	(ニ) 1 3.6%	(ニ) 7 17.9%	(ニ) 27 14.6%	
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 3 1.6%	
<b>II. 各税目</b>					
<b>1. 消費税</b>					
<b>(1) 消費税率の引き上げと使途について</b>					
<b>【問15】 消費税率の引き上げの是非, 引き上げ幅</b>					
税制抜本改革法では, 消費税率(国, 地方)を平成26年4月1日で8%に, 平成27年10月1日で10%に引き上げられることとなっています。また, 社会保障費の増大を勘案するとさらに財政収支健全化に向けた改善が必要といわれています。消費税率の引き上げについて, どの程度の税率が妥当, もしくは容認可能であると考えますか。 (参考: 標準税率 2013年1月現在) 10%韓国, オーストラリア, インドネシア16%メキシコ, 17%中国, イスラエル, 18%トルコ, 19%ドイツ, 19.6%フランス, 20%イギリス, オーストリア, 21%イタリア, ベルギー, スペイン, オランダ, 25%デンマーク, スウェーデン, ノルウェー					
イ) 現状維持(現行の5%から引き上げるべきではない)	(イ) 8 6.8%	(イ) 0 0.0%	(イ) 2 5.1%	(イ) 10 5.4%	
ロ) 8%	(ロ) 4 3.4%	(ロ) 0 0.0%	(ロ) 3 7.7%	(ロ) 7 3.8%	
ハ) 10%	(ハ) 37 31.4%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 9 23.1%	(ハ) 54 29.2%	
ニ) 10~13%	(ニ) 10 8.5%	(ニ) 5 17.9%	(ニ) 2 5.1%	(ニ) 17 9.2%	
ホ) 13~15%	(ホ) 20 16.9%	(ホ) 7 25.0%	(ホ) 12 30.8%	(ホ) 39 21.1%	
ヘ) 15~18%	(ヘ) 13 11.0%	(ヘ) 4 14.3%	(ヘ) 2 5.1%	(ヘ) 19 10.3%	
ト) 20%	(ト) 12 10.2%	(ト) 1 3.6%	(ト) 6 15.4%	(ト) 19 10.3%	
チ) 20%以上	(チ) 0 0.0%	(チ) 1 3.6%	(チ) 1 2.6%	(チ) 2 1.1%	
リ) その他(具体的にご記入ください)	(リ) 4 3.4%	(リ) 1 3.6%	(リ) 0 0.0%	(リ) 5 2.7%	
<b>【問16】 消費税率の引き上げと経済状況との関係</b>					
税制抜本改革法では, 消費税率(国, 地方)を平成26年4月1日に8%へ, 平成27年10月1日に10%へ引き上げることとされています。消費税率の引き上げに当たっては, 施行前に経済状況の好転について, 名目及び実質の経済成長率, 物価動向等種々の経済指標を確認し, 経済状況を総合的に勘案し, その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとされています。消費税率の引き上げと経済状況との関係をどのように考えますか。					
イ) 経済実態にマイナスの影響を及ぼすので, 消費税率の引き上げには反対である。	(イ) 9 7.6%	(イ) 0 0.0%	(イ) 2 5.1%	(イ) 11 5.9%	

ロ) 経済状況が好転していれば、消費税率の引き上げを行うべきである。	(ロ) 37 31.4%	(ロ) 6 21.4%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 48 25.9%
ハ) 経済・社会状況が激変しない限りは、消費税率を引き上げるべきである。	(ハ) 51 43.2%	(ハ) 19 67.9%	(ハ) 22 56.4%	(ハ) 92 49.7%
ニ) 経済・社会状況に関係なく、消費税率を引き上げるべきである。	(ニ) 14 11.9%	(ニ) 2 7.1%	(ニ) 7 17.9%	(ニ) 23 12.4%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 1 0.8%	(ホ) 1 3.6%	(ホ) 1 2.6%	(ホ) 3 1.6%
<b>【問17】 用途及び目的税化</b> 税制抜本改革法では、消費税の収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための対策に要する経費に充てるものとされていますが、どのように考えますか。				
イ) 社会保障以外の歳出増大を抑制するためにも、用途は限定すべき。	(イ) 32 27.1%	(イ) 7 25.0%	(イ) 8 20.5%	(イ) 47 25.4%
ロ) 消費税の増税を国民に理解してもらうためには、目的税化はやむを得ない。	(ロ) 46 39.0%	(ロ) 12 42.9%	(ロ) 11 28.2%	(ロ) 69 37.3%
ハ) 税の基本からすれば一般税であることが望ましく、用途の硬直化に繋がる危惧があり反対である。	(ハ) 33 28.0%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 18 46.2%	(ハ) 59 31.9%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%
<b>(2) 逆進性対策</b> 税制抜本改革法では、消費税率が8%になる時期から暫定的随時的措置として、簡素な給付措置を実施し、消費税率の10%への引き上げる時に軽減税率制度を導入することを目指すとされ、与党税制協議会に設置された軽減税率制度調査会において、検討されています。				
<b>【問18】 逆進性対策</b> 消費税を引き上げた場合、その逆進性対策についてどのように考えますか。				
イ) 特に逆進性対策を講じる必要はない。	(イ) 29 24.6%	(イ) 7 25.0%	(イ) 16 41.0%	(イ) 52 28.1%
ロ) 消費税率が10%(2桁)以上の場合には、逆進性対策を行う必要がある。	(ロ) 67 56.8%	(ロ) 16 57.1%	(ロ) 15 38.5%	(ロ) 98 53.0%
ハ) 消費税率10%未満の場合でも、逆進性対策を講じるべき。	(ハ) 16 13.6%	(ハ) 4 14.3%	(ハ) 6 15.4%	(ハ) 26 14.1%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 1 0.8%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 1 0.5%
<b>【問19】 逆進性対策として適当な方法</b> 逆進性対策を行うとすれば、どのような方法が適当と思われますか。(複数回答可)				
イ) 生活必需品等に対しては、複数税率を導入すべきである。	(イ) 36 30.5%	(イ) 11 39.3%	(イ) 8 20.5%	(イ) 55 29.7%
ロ) 社会保障における給付面での手当てを行うべきである。	(ロ) 21 17.8%	(ロ) 5 17.9%	(ロ) 13 33.3%	(ロ) 39 21.1%
ハ) 給付付き税額控除を導入すべきである。	(ハ) 31 26.3%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 9 23.1%	(ハ) 48 25.9%
ニ) 簡素な給付措置を導入すべきである。	(ニ) 36 30.5%	(ニ) 8 28.6%	(ニ) 11 28.2%	(ニ) 55 29.7%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 4 3.4%	(ホ) 1 3.6%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 5 2.7%
<b>【問20】 軽減税率制度の導入について</b> 与党税制協議会で、次の事項について、協議し、平成25年12月予定の税制改正決定時までには結論を得ることとされています(対象、品目、軽減する消費税率、財源確保、インボイス制度の整備)。軽減税率制度の導入をどのように考えますか。				
イ) 導入すべきではない。	(イ) 47 39.8%	(イ) 11 39.3%	(イ) 22 56.4%	(イ) 80 43.2%
ロ) どちらかという導入しないほうがよい。	(ロ) 30 25.4%	(ロ) 10 35.7%	(ロ) 5 12.8%	(ロ) 45 24.3%
ハ) どちらかという導入したほうがよい。	(ハ) 17 14.4%	(ハ) 4 14.3%	(ハ) 5 12.8%	(ハ) 26 14.1%
ニ) 導入すべきである。	(ニ) 16 13.6%	(ニ) 2 7.1%	(ニ) 5 12.8%	(ニ) 23 12.4%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 3 2.5%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 3 1.6%

<p><b>【問21】 軽減税率制度導入反対の理由</b>  【質問20】でイ)、ロ)に回答した方にお聞きします。軽減税率制度導入に反対とした理由は何ですか。(3つまで回答可)</p> <p>イ) 経済取引を歪め、経済に対する中立性の確保に反する。</p> <p>ロ) 税制の簡素性に反する。</p> <p>ハ) 軽減税率は、一度決定されると上げが困難となる。</p> <p>ニ) 対象品目の選定が極めて困難となる。</p> <p>ホ) 事業者、事業者ともに、事務負担が過重となる。</p> <p>ヘ) 軽減税率適用で税収減となるので、他に増収措置が必要となる。</p> <p>ト) 高所得者も軽減税率の恩恵を受ける。</p> <p>チ) 歳出面からの低所得者対策で十分である。</p> <p>リ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 14 11.9%</p> <p>(ロ) 48 40.7%</p> <p>(ハ) 5 4.2%</p> <p>(ニ) 51 43.2%</p> <p>(ホ) 57 48.3%</p> <p>(ヘ) 5 4.2%</p> <p>(ト) 15 12.7%</p> <p>(チ) 11 9.3%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 6 21.4%</p> <p>(ロ) 10 35.7%</p> <p>(ハ) 2 7.1%</p> <p>(ニ) 11 39.3%</p> <p>(ホ) 15 53.6%</p> <p>(ヘ) 5 17.9%</p> <p>(ト) 6 21.4%</p> <p>(チ) 4 14.3%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 10 25.6%</p> <p>(ロ) 13 33.3%</p> <p>(ハ) 4 10.3%</p> <p>(ニ) 19 48.7%</p> <p>(ホ) 15 38.5%</p> <p>(ヘ) 5 12.8%</p> <p>(ト) 3 7.7%</p> <p>(チ) 3 7.7%</p> <p>(リ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 30 16.2%</p> <p>(ロ) 71 38.4%</p> <p>(ハ) 11 5.9%</p> <p>(ニ) 81 43.8%</p> <p>(ホ) 87 47.0%</p> <p>(ヘ) 15 8.1%</p> <p>(ト) 24 13.0%</p> <p>(チ) 18 9.7%</p> <p>(リ) 1 0.5%</p>
<p><b>【問22】 軽減税率の適用</b>  【質問20】でハ)、ニ)に回答した方にお聞きします。消費税率が10%に引き上げられた時、軽減税率制度の導入が検討されていますが、軽減税率はどの程度と考えますか。</p> <p>イ) 8%</p> <p>ロ) 5%</p> <p>ハ) 3%</p> <p>ニ) ゼロ税率</p> <p>ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 2 1.7%</p> <p>(ロ) 24 20.3%</p> <p>(ハ) 4 3.4%</p> <p>(ニ) 6 5.1%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 1 3.6%</p> <p>(ロ) 2 7.1%</p> <p>(ハ) 2 7.1%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 1 3.6%</p>	<p>(イ) 2 5.1%</p> <p>(ロ) 5 12.8%</p> <p>(ハ) 2 5.1%</p> <p>(ニ) 4 10.3%</p> <p>(ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 5 2.7%</p> <p>(ロ) 31 16.8%</p> <p>(ハ) 8 4.3%</p> <p>(ニ) 10 5.4%</p> <p>(ホ) 1 0.5%</p>
<p><b>【問23】 軽減税率の対象品目</b>  【質問20】でハ)、ニ)に回答した方にお聞きします。軽減税率制度が導入される場合、軽減税率の対象となる品目等をどのように考えますか。(3つまで回答可)</p> <p>イ) 特定の食料品に限定すべきである。</p> <p>ロ) 広く食料品全般に軽減税率を認めるべきである。</p> <p>ハ) 水道料金</p> <p>ニ) 新聞、雑誌、書籍</p> <p>ホ) 医薬品</p> <p>ヘ) 電気、ガス等の公共料金</p> <p>ト) 交通機関に対する運賃</p> <p>チ) 教育費用</p> <p>リ) 宿泊施設</p> <p>ス) 外食サービス</p> <p>ル) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 12 10.2%</p> <p>(ロ) 16 13.6%</p> <p>(ハ) 16 13.6%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 15 12.7%</p> <p>(ヘ) 16 13.6%</p> <p>(ト) 6 5.1%</p> <p>(チ) 8 6.8%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p> <p>(ス) 0 0.0%</p> <p>(ル) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 2 7.1%</p> <p>(ロ) 3 10.7%</p> <p>(ハ) 3 10.7%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 2 7.1%</p> <p>(ヘ) 4 14.3%</p> <p>(ト) 1 3.6%</p> <p>(チ) 3 10.7%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p> <p>(ス) 0 0.0%</p> <p>(ル) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 5 12.8%</p> <p>(ロ) 3 7.7%</p> <p>(ハ) 3 7.7%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 6 15.4%</p> <p>(ヘ) 3 7.7%</p> <p>(ト) 0 0.0%</p> <p>(チ) 6 15.4%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p> <p>(ス) 0 0.0%</p> <p>(ル) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 19 10.3%</p> <p>(ロ) 22 11.9%</p> <p>(ハ) 22 11.9%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p> <p>(ホ) 23 12.4%</p> <p>(ヘ) 23 12.4%</p> <p>(ト) 7 3.8%</p> <p>(チ) 17 9.2%</p> <p>(リ) 0 0.0%</p> <p>(ス) 0 0.0%</p> <p>(ル) 0 0.0%</p>
<p><b>【問24】 軽減税率適用と税収減対応</b>  仮に軽減税率が導入された場合、軽減税率適用による税収減にどのように対応しますか。</p> <p>イ) 軽減税率適用による減収分については、消費税以外の税目の増税によって充当すべきである。</p> <p>ロ) 軽減税率適用以外の消費税の税率を引き上げることによって充当すべきである。</p> <p>ハ) 歳出を削減することによって対応すべきである。</p> <p>ニ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 7 5.9%</p> <p>(ロ) 32 27.1%</p> <p>(ハ) 65 55.1%</p> <p>(ニ) 6 5.1%</p>	<p>(イ) 1 3.6%</p> <p>(ロ) 7 25.0%</p> <p>(ハ) 17 60.7%</p> <p>(ニ) 2 7.1%</p>	<p>(イ) 4 10.3%</p> <p>(ロ) 13 33.3%</p> <p>(ハ) 18 46.2%</p> <p>(ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 12 6.5%</p> <p>(ロ) 52 28.1%</p> <p>(ハ) 100 54.1%</p> <p>(ニ) 8 4.3%</p>
<p><b>(3) インボイス制度</b>  <b>【問25】 インボイス制度</b>  課税事業者が発行するインボイスに記載された仕入れ税額のみを控除することができる「インボイス制度」の導入についてどのように考えますか。</p>				

イ) 複数税率となっても、導入すべきではない。	(イ)	32	27.1%	(イ)	5	17.9%	(イ)	9	23.1%	(イ)	46	24.9%
ロ) 複数税率となる場合以外には、導入すべきでない。	(ロ)	33	28.0%	(ロ)	13	46.4%	(ロ)	10	25.6%	(ロ)	56	30.3%
ハ) 税率が10%(2桁)以上になる場合には、導入すべきである。	(ハ)	8	6.8%	(ハ)	6	21.4%	(ハ)	8	20.5%	(ハ)	22	11.9%
ニ) 現行税率を上げる場合に、その引き上げ幅にかかわらず、導入すべきである。	(ニ)	37	31.4%	(ニ)	1	3.6%	(ニ)	10	25.6%	(ニ)	48	25.9%
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ)	2	1.7%	(ホ)	2	7.1%	(ホ)	0	0.0%	(ホ)	4	2.2%
<b>(4) 消費税の転嫁</b>												
<b>【問26】 消費税の転嫁について</b>												
消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することを予定している税ですが、消費税率の引き上げに伴い、円滑かつ適正な転嫁が確保されるように、「転嫁特別措置法」が成立しました。転嫁の円滑化のためには、どのような対策が有効と考えますか。(複数回答可)												
イ) 国民に対する広報の徹底	(イ)	49	41.5%	(イ)	18	64.3%	(イ)	11	28.2%	(イ)	78	42.2%
ロ) 消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の作成、周知	(ロ)	56	47.5%	(ロ)	13	46.4%	(ロ)	13	33.3%	(ロ)	82	44.3%
ハ) 講習会等の開催や相談体制の整備	(ハ)	9	7.6%	(ハ)	5	17.9%	(ハ)	3	7.7%	(ハ)	17	9.2%
ニ) 不公正な取引の検査、監視の強化	(ニ)	53	44.9%	(ニ)	14	50.0%	(ニ)	17	43.6%	(ニ)	84	45.4%
ホ) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定	(ホ)	19	16.1%	(ホ)	8	28.6%	(ホ)	8	20.5%	(ホ)	35	18.9%
ヘ) 違法行為に対する情報提供の促進と提供者の保護	(ヘ)	18	15.3%	(ヘ)	6	21.4%	(ヘ)	13	33.3%	(ヘ)	37	20.0%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト)	5	4.2%	(ト)	0	0.0%	(ト)	1	2.6%	(ト)	6	3.2%
<b>2. 法人税</b>												
<b>(1) 法人実効税率と課税ベース</b>												
<b>【問27】 実効税率と企業行動</b>												
我が国の法人実効税率は、下記のように諸外国と比較して依然として高い状況にありますが、諸外国との税率に差異がある場合に、企業行動にどのような影響を与えますか。(複数回答可)												
(参考) 法人の実効税率(2013.1現在)												
日本35.6%(国税+地方税)、アメリカ40.8%、フランス33.3%、ドイツ29.5%、イギリス24.0%、中国25.0%、韓国24.2%												
(注) 日本の法人実効税率は、平成23年度税制改正後の税率(改正前は40.7%)。実効税率の計算は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」「地方法人特別税」の税率を合計したものであり、資本金1億円超の法人の税率である。												
イ) 日本の法人実効税率の高さは、日本企業の配当、財務体質、株価ひいては「企業価値」に影響を与え、企業活力を弱める原因となっている。	(イ)	52	44.1%	(イ)	17	60.7%	(イ)	8	20.5%	(イ)	77	41.6%
ロ) 国際的に見て法人実効税率が高くなっていることが、国際競争力、とくにアジア諸国との競争を厳しいものとしている。	(ロ)	72	61.0%	(ロ)	18	64.3%	(ロ)	15	38.5%	(ロ)	105	56.8%
ハ) 本社機能や生産拠点を海外に移転する計画がある場合には、法人実効税率の高さが判断の重要な要素の一つである。	(ハ)	31	26.3%	(ハ)	9	32.1%	(ハ)	13	33.3%	(ハ)	53	28.6%
ニ) 外国企業が日本に進出するに当たっては、日本の法人実効税率の高さは日本への投資の障害の一つの要素となっている。	(ニ)	49	41.5%	(ニ)	15	53.6%	(ニ)	9	23.1%	(ニ)	73	39.5%
ホ) 企業行動においては、法人実効税率の	(ホ)	17	14.4%	(ホ)	5	17.9%	(ホ)	12	30.8%	(ホ)	34	18.4%

高さは判断要素の一部に入るが、市場開発、需要サイド、製品の品質等の供給サイド等、多くの要素からの総合的な判断によっており、大きな障害はない。				
<p><b>【問28】 法人税の企業への影響の変化</b>  ここ数年において(10年前と比較して)、企業行動における、法人税の影響は高まったと感じますか。</p> <p>イ) 影響が高まっている。  ロ) 影響に変化はない。  ハ) 影響が低下している。  ニ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 73 61.9%  (ロ) 37 31.4%  (ハ) 0 0.0%  (ニ) 2 1.7%</p>	<p>(イ) 21 75.0%  (ロ) 7 25.0%  (ハ) 0 0.0%  (ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 23 59.0%  (ロ) 10 25.6%  (ハ) 4 10.3%  (ニ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 117 63.2%  (ロ) 54 29.2%  (ハ) 4 2.2%  (ニ) 2 1.1%</p>
<p><b>【問29】 企業行動における法人税の影響が高まった理由</b>  上記【問27】でイ)「企業行動における、法人税の影響が高まっている」とお答えになった方に伺います。影響が高まったと感じる理由は以下のどれですか。(複数回答可)</p> <p>イ) 海外(輸出先、海外拠点等)の国での法人税減税により日本との法人税の格差が拡大。  ロ) 売上(含む原料調達)における、海外比率の高まり。  ハ) 海外の株主比率の高まり。  ニ) 企業評価が、経常利益から税引後利益に変化。  ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 57 48.3%  (ロ) 28 23.7%  (ハ) 2 1.7%  (ニ) 23 19.5%  (ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 21 75.0%  (ロ) 5 17.9%  (ハ) 0 0.0%  (ニ) 4 14.3%  (ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 17 43.6%  (ロ) 7 17.9%  (ハ) 3 7.7%  (ニ) 5 12.8%  (ホ) 1 2.6%</p>	<p>(イ) 95 51.4%  (ロ) 40 21.6%  (ハ) 5 2.7%  (ニ) 32 17.3%  (ホ) 1 0.5%</p>
<p><b>【問30】 法人実効税率の水準について</b>  平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大等とあわせて、法人実効税率が5%引き下げられました(法人実効税率35.6%)。また、復興特別法人税が平成24年から3年間、基準法人税の10%相当が課税されています。日本の法人実効税率についてどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 主要アジア諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに10%程度引き下げるべきである(法人実効税率25%程度)。  ロ) 欧州諸国との国際競争の調和が取れる水準までさらに5%程度引き下げるべきである(法人実効税率30%程度)。  ハ) 社会保険料を含めると先進国の中では、税率は必ずしも高くなく、現行水準でよい。  ニ) 財政状況の悪化抑制・改善のために莫大な財源が必要となることを考えると、法人実効税率を引き上げてよい。  ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	<p>(イ) 52 44.1%  (ロ) 46 39.0%  (ハ) 14 11.9%  (ニ) 2 1.7%  (ホ) 3 2.5%</p>	<p>(イ) 19 67.9%  (ロ) 6 21.4%  (ハ) 2 7.1%  (ニ) 0 0.0%  (ホ) 1 3.6%</p>	<p>(イ) 11 28.2%  (ロ) 16 41.0%  (ハ) 7 17.9%  (ニ) 3 7.7%  (ホ) 0 0.0%</p>	<p>(イ) 82 44.3%  (ロ) 68 36.8%  (ハ) 23 12.4%  (ニ) 5 2.7%  (ホ) 4 2.2%</p>
<p><b>【問31】 課税ベースの拡大</b>  平成23年度税制改正において、法人税率の引き下げに合わせて、課税ベースが拡大されました。今後さらに法人税率を引き下げる場合、課税ベースをどのように考えますか。(複数回答可)</p> <p>イ) 我が国は、海外と比較して政策減税の割合は少なく、成長分野の育成のためには、もっと積極的に政策減税を行なうべきであり、逆に課税ベースが狭くなることもやむを得ない。  ロ) 過去の改正時に、課税ベースの拡大を実施してきた結果、諸外国に比しても課</p>	<p>(イ) 14 11.9%  (ロ) 47 39.8%</p>	<p>(イ) 1 3.6%  (ロ) 12 42.9%</p>	<p>(イ) 6 15.4%  (ロ) 10 25.6%</p>	<p>(イ) 21 11.4%  (ロ) 69 37.3%</p>

税ベースは狭くなく、国際的整合性の確保と国際競争力の強化の観点を考えれば、課税ベースを広げるべきではない。					
ハ) 税率を国際水準並みに引き下げ場合には、財政状況も鑑み、思い切って課税ベースを広げることもやむを得ない。	(ハ) 20 16.9%	(ハ) 6 21.4%	(ハ) 7 17.9%	(ハ) 33 17.8%	
ニ) 租税特別措置等の政策税制は、研究開発税制、グリーン化税制等の政策効果の高いものは本則化、他は廃止することにより適正化し、一部課税ベースを広げる。	(ニ) 37 31.4%	(ニ) 9 32.1%	(ニ) 14 35.9%	(ニ) 60 32.4%	
ホ) 租税特別措置によるメリットは、特定の業界に偏っていることが、課税の公平原則に反するため、法人実効税率を下げるに際して、廃止すべきである。	(ホ) 15 12.7%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 6 15.4%	(ホ) 23 12.4%	
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 3 2.5%	(ヘ) 2 7.1%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 5 2.7%	
<b>【問32】 研究開発支援税制</b> 安倍政権においては規制改革や金融・税制面の措置等により、民間の潜在力を最大限発揮させ、民間投資の喚起を図ることによって、「成長による富の創出」を実現しようとしています。このため、研究開発の促進、イノベーションの基盤強化が何より重要な政策になっています。研究開発支援税制について、どのようにお考えですか。(複数回答可)					
イ) 研究開発支援税制は、我が国の経済成長の基幹ともなる研究開発を促進するため、「成長の富の創出」のために積極的に拡充すべきである。	(イ) 45 38.1%	(イ) 14 50.0%	(イ) 12 30.8%	(イ) 71 38.4%	
ロ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な税制であるので、短期の時限措置ではなく、本則化し恒久的な税制とすべきである。	(ロ) 52 44.1%	(ロ) 14 50.0%	(ロ) 12 30.8%	(ロ) 78 42.2%	
ハ) 研究開発支援税制は、我が国が国際競争力を維持・強化していく上で有効な制度であり、継続すべきである。	(ハ) 37 31.4%	(ハ) 11 39.3%	(ハ) 16 41.0%	(ハ) 64 34.6%	
ニ) 研究開発支援税制によるメリットは特定の業種に偏っているため課税の公平原則に反するから廃止すべきである。	(ニ) 8 6.8%	(ニ) 1 3.6%	(ニ) 2 5.1%	(ニ) 11 5.9%	
ホ) 研究開発支援税制の拡充よりも法人実効税率を引き下げるべきである。	(ホ) 15 12.7%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 5 12.8%	(ホ) 22 11.9%	
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 1 0.8%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 0 0.0%	(ヘ) 1 0.5%	
<b>【問33】 パテントボックスの創設</b> 現行の我が国の研究開発支援税制は研究開発段階の投資活動に着目した制度設計となっており、研究開発が成功を取めた後の段階において、その成果物である知的財産権等の無形資産を国内に保有し、商業化するインセンティブが乏しいとされています。このような状況の中、パテントボックス税制(特許権等の知的財産権に係る収益に対する優遇税制)について検討されておりますが、どのように考えますか。					
イ) 我が国の知的財産立国としての競争力を維持、強化するために、導入すべきである。	(イ) 46 39.0%	(イ) 10 35.7%	(イ) 16 41.0%	(イ) 72 38.9%	
ロ) 欧州諸国ですでに導入されているので、イコールフットINGの観点から創設を急ぐ必要がある。	(ロ) 20 16.9%	(ロ) 5 17.9%	(ロ) 9 23.1%	(ロ) 34 18.4%	
ハ) グループ会社間取引における課税負担軽減のため、創設は望ましい。	(ハ) 3 2.5%	(ハ) 0 0.0%	(ハ) 2 5.1%	(ハ) 5 2.7%	

ニ) 対象範囲等, 導入に必要な可能性をさらに模索する必要がある。	(ニ)	24	20.3%	(ニ)	8	28.6%	(ニ)	8	20.5%	(ニ)	40	21.6%
ホ) 移転価格税制等, 既存の税制との関連が整理できるまでは, 導入するべきでない。	(ホ)	15	12.7%	(ホ)	4	14.3%	(ホ)	2	5.1%	(ホ)	21	11.4%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ)	1	0.8%	(ヘ)	1	3.6%	(ヘ)	0	0.0%	(ヘ)	2	1.1%
<b>【問34】 投資促進税制</b> 現在, 政府では, 投資減税, 円滑な事業再編に資する税制措置, ベンチャー投資に係る税制措置等が検討されており, 与党も含めた検討プロセスは, 通常の平成26年度税制改正とは切り離され, 前倒しとなる可能性があります。特に, 投資減税はその中心となりますが, どのような措置を望みますか。(3つまで回答可)												
イ) 特別償却	(イ)	16	13.6%	(イ)	3	10.7%	(イ)	10	25.6%	(イ)	29	15.7%
ロ) 即時償却	(ロ)	30	25.4%	(ロ)	7	25.0%	(ロ)	13	33.3%	(ロ)	50	27.0%
ハ) 税額控除	(ハ)	81	68.6%	(ハ)	17	60.7%	(ハ)	13	33.3%	(ハ)	111	60.0%
ニ) 既存設備の除却損により欠損金額が生じた場合の欠損金額の柔軟な取り扱い	(ニ)	21	17.8%	(ニ)	9	32.1%	(ニ)	8	20.5%	(ニ)	38	20.5%
ホ) 固定資産税(償却資産)の減免	(ホ)	62	52.5%	(ホ)	17	60.7%	(ホ)	11	28.2%	(ホ)	90	48.6%
ヘ) 設備等の対象範囲の拡大(更新等)	(ヘ)	34	28.8%	(ヘ)	13	46.4%	(ヘ)	7	17.9%	(ヘ)	54	29.2%
ト) エンジェル税制の法人への適用拡大	(ト)	10	8.5%	(ト)	2	7.1%	(ト)	4	10.3%	(ト)	16	8.6%
チ) その他(具体的にご記入ください)	(チ)	3	2.5%	(チ)	1	3.6%	(チ)	1	2.6%	(チ)	5	2.7%
<b>【問35】 法人実効税率の軽減の際の税収規模</b> 日本の法人実効税の税率をさらに引き下げる場合に, その税収規模の確保策についてどのように考えますか。												
イ) 現在の財政状況を考えれば, さらなる税率引き下げは, 法人税の課税ベースの拡大によって, 法人税収の維持を図るべきである。	(イ)	12	10.2%	(イ)	2	7.1%	(イ)	13	33.3%	(イ)	27	14.6%
ロ) 法人税率の引下げ等も含めた成長戦略による投資の増, 成長によって税収は増加するため, さらなる税率引き下げ分に対する短期的な税収財源の補填(税収規模に対する中立性)に拘る必要はない。	(ロ)	53	44.9%	(ロ)	12	42.9%	(ロ)	8	20.5%	(ロ)	73	39.5%
ハ) 日本の税収構造は法人税に偏っていることから, 法人の法定実効税率のさらなる引き下げによる法人税収の減少は, 税制全体の中でカバーされるべきである。	(ハ)	44	37.3%	(ハ)	11	39.3%	(ハ)	14	35.9%	(ハ)	69	37.3%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ)	3	2.5%	(ニ)	2	7.1%	(ニ)	2	5.1%	(ニ)	7	3.8%
<b>(2) 法人関連税制</b>												
<b>【問36】 法人関連税制による改正</b> グローバル化の急速な展開のもとで既存の税制(税率を除く)について不断の点検・見直しを行っていく必要がありますが, 現在最も見直すべきものはどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 連結納税	(イ)	35	29.7%	(イ)	7	25.0%	(イ)	5	12.8%	(イ)	47	25.4%
ロ) 組織再編税制	(ロ)	14	11.9%	(ロ)	2	7.1%	(ロ)	6	15.4%	(ロ)	22	11.9%
ハ) 100%グループ税制	(ハ)	10	8.5%	(ハ)	2	7.1%	(ハ)	5	12.8%	(ハ)	17	9.2%
ニ) 役員の給与等	(ニ)	8	6.8%	(ニ)	2	7.1%	(ニ)	9	23.1%	(ニ)	19	10.3%
ホ) 減価償却における損金経理要件	(ホ)	23	19.5%	(ホ)	6	21.4%	(ホ)	6	15.4%	(ホ)	35	18.9%
ヘ) 貸倒引当金制度	(ヘ)	12	10.2%	(ヘ)	3	10.7%	(ヘ)	4	10.3%	(ヘ)	19	10.3%
ト) 受取配当の益金不算入割合	(ト)	47	39.8%	(ト)	12	42.9%	(ト)	5	12.8%	(ト)	64	34.6%
チ) 欠損金の繰越・繰戻	(チ)	36	30.5%	(チ)	15	53.6%	(チ)	7	17.9%	(チ)	58	31.4%
リ) 欠損金の使用制限(80%)	(リ)	48	40.7%	(リ)	17	60.7%	(リ)	6	15.4%	(リ)	71	38.4%
ヌ) 企業年金等の積立金に係る特別法人税	(ヌ)	14	11.9%	(ヌ)	7	25.0%	(ヌ)	2	5.1%	(ヌ)	23	12.4%
ル) 事業体課税	(ル)	7	5.9%	(ル)	1	3.6%	(ル)	13	33.3%	(ル)	21	11.4%
ヲ) 租税条約	(ヲ)	18	15.3%	(ヲ)	8	28.6%	(ヲ)	2	5.1%	(ヲ)	28	15.1%
ワ) 総合主義から帰属主義への見直し	(ワ)	3	2.5%	(ワ)	2	7.1%	(ワ)	4	10.3%	(ワ)	9	4.9%
カ) 移転価格税制	(カ)	34	28.8%	(カ)	10	35.7%	(カ)	5	12.8%	(カ)	49	26.5%

ヨ) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)	(ヨ) 43 36.4%	(ヨ) 13 46.4%	(ヨ) 4 10.3%	(ヨ) 60 32.4%
タ) 国際的組織再編税制	(タ) 14 11.9%	(タ) 4 14.3%	(タ) 6 15.4%	(タ) 24 13.0%
レ) その他(具体的にご記入ください)	(レ) 5 4.2%	(レ) 1 3.6%	(レ) 0 0.0%	(レ) 6 3.2%
1) 連結納税制度				
<b>【問37】 連結納税制度の改正</b> 各企業の連結グループをベースとした運営が強化される中で、連結納税制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。(複数回答可)				
イ) 連結子会社の連結前欠損金の持込制限の廃止	(イ) 75 63.6%	(イ) 18 64.3%	(イ) 17 43.6%	(イ) 110 59.5%
ロ) 適用開始・加入時における資産の時価評価の除外要件の緩和	(ロ) 71 60.2%	(ロ) 19 67.9%	(ロ) 9 23.1%	(ロ) 99 53.5%
ハ) 資産の譲渡に係る特別控除額の引き上げ	(ハ) 1 0.8%	(ハ) 1 3.6%	(ハ) 2 5.1%	(ハ) 4 2.2%
ニ) 投資修正適用範囲の見直し	(ニ) 11 9.3%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 7 17.9%	(ニ) 18 9.7%
ホ) 法人事業税、法人住民税への導入	(ホ) 47 39.8%	(ホ) 10 35.7%	(ホ) 11 28.2%	(ホ) 68 36.8%
ヘ) 連結納税制度の取りやめ条件の緩和	(ヘ) 14 11.9%	(ヘ) 5 17.9%	(ヘ) 6 15.4%	(ヘ) 25 13.5%
ト) その他(具体的にご記入ください)	(ト) 6 5.1%	(ト) 5 17.9%	(ト) 0 0.0%	(ト) 11 5.9%
2) 受取配当の益金不算入割合				
<b>【問38】 受取配当の益金不算入割合</b> 受取配当の益金不算入制度について最も優先度の高い改正項目はどれでしょうか。				
イ) 受取配当の益金不算入割合を100%とするべきである	(イ) 64 54.2%	(イ) 20 71.4%	(イ) 16 41.0%	(イ) 100 54.1%
ロ) 関係法人株式等以外の株式等(持株比率25%未満)からの受取配当についての益金不算入割合(現行50%)を引上げるべきである。	(ロ) 19 16.1%	(ロ) 2 7.1%	(ロ) 10 25.6%	(ロ) 31 16.8%
ハ) 受取配当に係る負債利子控除は廃止すべきである。	(ハ) 26 22.0%	(ハ) 3 10.7%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 37 20.0%
ニ) その他(具体的にご記入ください)	(ニ) 2 1.7%	(ニ) 0 0.0%	(ニ) 3 7.7%	(ニ) 5 2.7%
3) 企業会計と法人税法との乖離				
<b>【問39】 企業会計と法人税法との乖離</b> 企業会計の国際会計基準への移行への動きに伴い企業会計と法人税法上の取り扱いとの乖離が問題とされていますが、次の項目のうち乖離が大きくなると思われるのはどの項目と考えますか。(複数回答可)				
イ) 棚卸資産	(イ) 9 7.6%	(イ) 3 10.7%	(イ) 3 7.7%	(イ) 15 8.1%
ロ) 収益認識基準	(ロ) 47 39.8%	(ロ) 14 50.0%	(ロ) 10 25.6%	(ロ) 71 38.4%
ハ) リース取引	(ハ) 14 11.9%	(ハ) 3 10.7%	(ハ) 8 20.5%	(ハ) 25 13.5%
ニ) 工事契約	(ニ) 3 2.5%	(ニ) 2 7.1%	(ニ) 1 2.6%	(ニ) 6 3.2%
ホ) 有形固定資産	(ホ) 52 44.1%	(ホ) 16 57.1%	(ホ) 7 17.9%	(ホ) 75 40.5%
ヘ) 資産の減損	(ヘ) 54 45.8%	(ヘ) 8 28.6%	(ヘ) 15 38.5%	(ヘ) 77 41.6%
ト) 無形資産	(ト) 29 24.6%	(ト) 8 28.6%	(ト) 4 10.3%	(ト) 41 22.2%
チ) 金融商品	(チ) 25 21.2%	(チ) 5 17.9%	(チ) 2 5.1%	(チ) 32 17.3%
リ) 関連会社投資、投資不動産	(リ) 6 5.1%	(リ) 2 7.1%	(リ) 2 5.1%	(リ) 10 5.4%
ヌ) 退職給付	(ヌ) 25 21.2%	(ヌ) 5 17.9%	(ヌ) 12 30.8%	(ヌ) 42 22.7%
ル) 引当金、偶発債務、偶発資産	(ル) 39 33.1%	(ル) 7 25.0%	(ル) 11 28.2%	(ル) 57 30.8%
ヲ) 企業結合	(ヲ) 11 9.3%	(ヲ) 4 14.3%	(ヲ) 1 2.6%	(ヲ) 16 8.6%
ヾ) 負債と資本との区分	(ヾ) 4 3.4%	(ヾ) 3 10.7%	(ヾ) 6 15.4%	(ヾ) 13 7.0%
カ) 非上場企業会計	(カ) 1 0.8%	(カ) 0 0.0%	(カ) 5 12.8%	(カ) 6 3.2%
ヨ) その他(具体的にご記入ください)	(ヨ) 3 2.5%	(ヨ) 3 10.7%	(ヨ) 0 0.0%	(ヨ) 6 3.2%
<b>【問40】 確定決算主義</b> 確定決算主義との関連についてどのように考えますか。				
イ) 企業会計と税務会計の乖離が拡大し、事務処理が一層煩雑になっていることから、確定決算主義は廃止すべきである。	(イ) 12 10.2%	(イ) 3 10.7%	(イ) 2 5.1%	(イ) 17 9.2%
ロ) 所得計算の妥当性を確保する等の観点から、確定決算主義は維持すべきである。	(ロ) 26 22.0%	(ロ) 8 28.6%	(ロ) 19 48.7%	(ロ) 53 28.6%
ハ) 実務的に対応が困難な点については、損金経理要件を外すなど確定決算主義の	(ハ) 73 61.9%	(ハ) 16 57.1%	(ハ) 15 38.5%	(ハ) 104 56.2%

調整を行うべきである。												
二) その他(具体的にご記入ください)	(=)	1	0.8%	(=)	1	3.6%	(=)	0	0.0%	(=)	2	1.1%
4) 税制の予測可能性												
<b>【問41】 租税制度と実務との間の予測可能性</b>												
租税制度の実務上の取り扱いにおいて、特に、不透明であったり、予測可能性に問題のある領域がありますか。(複数回答可)												
イ) 100%グループ税制	(イ)	9	7.6%	(イ)	1	3.6%	(イ)	6	15.4%	(イ)	16	8.6%
ロ) 国内組織再編税制	(ロ)	19	16.1%	(ロ)	2	7.1%	(ロ)	5	12.8%	(ロ)	26	14.1%
ハ) 連結納税制度	(ハ)	10	8.5%	(ハ)	0	0.0%	(ハ)	3	7.7%	(ハ)	13	7.0%
ニ) 事業体課税	(ニ)	9	7.6%	(ニ)	2	7.1%	(ニ)	9	23.1%	(ニ)	20	10.8%
ホ) 役員の給与等	(ホ)	6	5.1%	(ホ)	1	3.6%	(ホ)	6	15.4%	(ホ)	13	7.0%
ヘ) 欠損金の繰越・繰戻し	(ヘ)	3	2.5%	(ヘ)	1	3.6%	(ヘ)	3	7.7%	(ヘ)	7	3.8%
ト) 解散・清算の税務	(ト)	13	11.0%	(ト)	1	3.6%	(ト)	5	12.8%	(ト)	19	10.3%
チ) 外国税額控除制度	(チ)	30	25.4%	(チ)	2	7.1%	(チ)	1	2.6%	(チ)	33	17.8%
リ) タックスヘイブン税制	(リ)	57	48.3%	(リ)	9	32.1%	(リ)	9	23.1%	(リ)	75	40.5%
ヌ) 移転価格税制	(ヌ)	51	43.2%	(ヌ)	18	64.3%	(ヌ)	19	48.7%	(ヌ)	88	47.6%
ル) 国際的な組織再編税制	(ル)	18	15.3%	(ル)	13	46.4%	(ル)	12	30.8%	(ル)	43	23.2%
ヲ) その他(具体的にご記入ください)	(ヲ)	1	0.8%	(ヲ)	2	7.1%	(ヲ)	0	0.0%	(ヲ)	3	1.6%
<b>3. 国際課税</b>												
<b>【問42】 租税条約</b>												
近年、租税条約について、多数の条約の改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。租税条約について、優先度の高い改善はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 投資交流の活発化が見込まれる国々との租税条約の締結、改正の一層促進	(イ)	46	39.0%	(イ)	12	42.9%	(イ)	17	43.6%	(イ)	75	40.5%
ロ) 移転価格税制の適用による二重課税の解消を図るため、租税条約の締結、改正の一層の促進	(ロ)	58	49.2%	(ロ)	18	64.3%	(ロ)	14	35.9%	(ロ)	90	48.6%
ハ) 日米、日英等の租税条約では、源泉税免除を行っているので、欧州諸国との源泉税の免除等の促進	(ハ)	37	31.4%	(ハ)	13	46.4%	(ハ)	5	12.8%	(ハ)	55	29.7%
ニ) アジア地域の投資促進のため、アジア諸国との源泉税の免除等の促進	(ニ)	49	41.5%	(ニ)	16	57.1%	(ニ)	14	35.9%	(ニ)	79	42.7%
ホ) 外国子会社配当益金不算入制度を促進するため、受取配当にかかる源泉税の引き下げ等	(ホ)	30	25.4%	(ホ)	8	28.6%	(ホ)	2	5.1%	(ホ)	40	21.6%
ヘ) 各国との租税条約に仲裁制度を取り入れる。	(ヘ)	15	12.7%	(ヘ)	2	7.1%	(ヘ)	10	25.6%	(ヘ)	27	14.6%
ト) 各国との租税条約に税務行政執行共助制度を取り入れる。	(ト)	2	1.7%	(ト)	1	3.6%	(ト)	4	10.3%	(ト)	7	3.8%
チ) 租税条約の適用手続きの簡素化	(チ)	24	20.3%	(チ)	2	7.1%	(チ)	10	25.6%	(チ)	36	19.5%
リ) その他(具体的にご記入ください)	(リ)	6	5.1%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	6	3.2%
<b>【問43】 移転価格税制</b>												
平成23年度税制改正で、OECDにおける移転価格ガイドラインの改正に伴い、独立企業間価格の算定方法の適用順位の見直しや独立企業間価格幅の取扱の明確化など大幅に改正されました。また、平成25年度税制改正ではベリ－比(営業費用売上総率利益率)の適用も追加されました。移転価格税制について、優先度の高い改善はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 経済実態を踏まえたガイドライン等の充実	(イ)	45	38.1%	(イ)	13	46.4%	(イ)	19	48.7%	(イ)	77	41.6%
ロ) 事前確認制度、事前相談体制の強化	(ロ)	40	33.9%	(ロ)	15	53.6%	(ロ)	17	43.6%	(ロ)	72	38.9%
ハ) 相互協議の円滑な推進	(ハ)	40	33.9%	(ハ)	10	35.7%	(ハ)	8	20.5%	(ハ)	58	31.4%
ニ) 価格算定文書の明確化について、企業の負荷が軽減されるように、効果的な資料の公表	(ニ)	52	44.1%	(ニ)	16	57.1%	(ニ)	15	38.5%	(ニ)	83	44.9%

ホ) 独立企業間価格幅の取扱いの明確化、透明化	(ホ)	32	27.1%	(ホ)	10	35.7%	(ホ)	12	30.8%	(ホ)	54	29.2%
ヘ) シークレットコンパラブルに対する開示手続きを定めること	(ヘ)	12	10.2%	(ヘ)	4	14.3%	(ヘ)	4	10.3%	(ヘ)	20	10.8%
ト) 国外関連者基準50%以上を50%超に見直し	(ト)	34	28.8%	(ト)	7	25.0%	(ト)	9	23.1%	(ト)	50	27.0%
チ) 無形資産に関する取扱いの明確化	(チ)	26	22.0%	(チ)	9	32.1%	(チ)	10	25.6%	(チ)	45	24.3%
リ) その他(具体的にご記入ください)	(リ)	6	5.1%	(リ)	0	0.0%	(リ)	0	0.0%	(リ)	6	3.2%
<b>【問44】 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)</b> 外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)について、今後改正すべき項目はどれでしょうか。(複数回答可)												
イ) 軽課国の判定基準を20%未満に引き下げ。	(イ)	64	54.2%	(イ)	17	60.7%	(イ)	13	33.3%	(イ)	94	50.8%
ロ) 外国関係会社の所得に課される税の負担が20%以下であるかどうかを個別に判定する事務負担が大きいため、軽課国を直接指定する制度を設けるべきである。	(ロ)	52	44.1%	(ロ)	19	67.9%	(ロ)	14	35.9%	(ロ)	85	45.9%
ハ) 外国関係会社の所得に課される税の負担割合の算定上、一定の非課税所得の範囲を明確化すべきである。	(ハ)	19	16.1%	(ハ)	6	21.4%	(ハ)	5	12.8%	(ハ)	30	16.2%
ニ) 連結納税における子会社の税の負担割合を明確化すべきである。	(ニ)	5	4.2%	(ニ)	2	7.1%	(ニ)	3	7.7%	(ニ)	10	5.4%
ホ) 現行では、外国子会社の利益のみを合算しているが、損失についても通算を認めるべきである。	(ホ)	54	45.8%	(ホ)	11	39.3%	(ホ)	3	7.7%	(ホ)	68	36.8%
ヘ) 適用除外子会社の要件である非関連者基準(現行非関連者との取引が50%以上)を緩和すべきである。	(ヘ)	21	17.8%	(ヘ)	5	17.9%	(ヘ)	3	7.7%	(ヘ)	29	15.7%
ト) 地域統括会社の適用除外基準を緩和すべきである。	(ト)	13	11.0%	(ト)	5	17.9%	(ト)	3	7.7%	(ト)	21	11.4%
チ) 事業判定の基準を明確にすべきである。	(チ)	18	15.3%	(チ)	7	25.0%	(チ)	10	25.6%	(チ)	35	18.9%
リ) 資産性所得の合算課税の対象を明確化すべきである。	(リ)	5	4.2%	(リ)	1	3.6%	(リ)	5	12.8%	(リ)	11	5.9%
ヌ) 海外企業を買収した場合、買収後に統合シナジーを上げるためにグループ内で資本組織再編成を行う場合があるが、当該再編成によるキャピタルゲインが我が国親法人の所得に合算課税されてしまう等、タックスヘイブン税制が阻害要因とならないよう猶予期間を設けるべきである。	(ヌ)	17	14.4%	(ヌ)	4	14.3%	(ヌ)	4	10.3%	(ヌ)	25	13.5%
ル) その他(具体的にご記入ください)	(ル)	8	6.8%	(ル)	1	3.6%	(ル)	1	2.6%	(ル)	10	5.4%
<b>【問45】 税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)</b> 多国籍企業が、各国の税制や租税条約を組み合わせることで、グローバルな租税負担を抑制している事例が注目され、各国の税源が浸食され、潜在的な利益の移転が図られている深刻な問題としてG8、G20でも主題の1つになっています(下記、ロックアーン宣言参照)。一方、合法的な行為を過度に規制することは、企業の経済行為を阻害する要因になるという懸念があるといわれております。この問題に関して、どのように考えますか。(複数回答可)  (参考) ロックアーン宣言 ロックアーンサミットにおけるロックアーン宣言は次の通りです。民間企業の活動は世界中の人々のために成長をもたらし、												

<p>貧困を削減し、雇用と繁栄を創出する。政府は適正なルール作り、よきガバナンスの促進に特別な責任を有する。公平な租税、透明性の向上及び開かれた貿易は、このための重要な原動力である。我々は、以下を行うことにより、真に違いをもたらす。</p> <p>1. 世界中の税務当局は、脱税の問題と闘うため、自動的に情報を共有すべきである。</p> <p>2. 国家は、法人が租税を回避するために国境を越えて利益を移転することを許容するルールを変更し、また多国籍企業は、どこの租税をどこで納めるのかについて税務当局に報告すべきである。</p> <p>3. 法人は、真の所有者を把握し、税務当局及び法執行当局は、この情報を容易に得ることができるべきである。</p> <p>4. 途上国は、自らに帰属する租税を徴収するために必要な情報と能力を持つべきであり、他国はこれらの国々を支援する責務がある。</p> <p>5. 以下省略(税の部分のみ抜粋)</p> <p>イ) 租税回避を誘発しているのは、有害な租税競争であり、各国の主権にかかわる問題であるので、OECDのような国際機関における協議を通じて、国際的なルールを目指すべきである。</p> <p>ロ) グローバル化の急速な変化に伴う国際課税上の課題については、国際的に調和のとれた制度を策定すべきである。</p> <p>ハ) 国際課税については、不明確、不透明な分野が多いことから、日本企業が、国際的な経済活動に活発に取り組めるように、国際課税制度について、予測可能で、法的安定性のある制度にすべきである。</p> <p>ニ) 日本は税務情報交換が活発に行われており、透明性が高いと思われるので、さらなる情報交換強化については、国際的なルールの中で取り組むべきである。</p> <p>ホ) その他(具体的にご記入ください)</p>	(イ) 46 39.0%	(イ) 10 35.7%	(イ) 20 51.3%	(イ) 76 41.1%
	(ロ) 48 40.7%	(ロ) 17 60.7%	(ロ) 11 28.2%	(ロ) 76 41.1%
	(ハ) 43 36.4%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 15 38.5%	(ハ) 66 35.7%
	(ニ) 7 5.9%	(ニ) 2 7.1%	(ニ) 5 12.8%	(ニ) 14 7.6%
	(ホ) 5 4.2%	(ホ) 3 10.7%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 8 4.3%
<b>4. 個人所得税</b>				
<b>(1) 税収調達機能と所得再分配機能</b>				
<b>【問46】 個人所得税と税収調達機能</b>				
累次の減税によって所得税の税収調達能力が落ちていると言われています。所得税と税収調達についてどのようにお考えですか。				
イ) 勤労意欲等の促進による増収を実現するためにも、さらに減税を行なうべきである。	(イ) 16 13.6%	(イ) 2 7.1%	(イ) 8 20.5%	(イ) 26 14.1%
ロ) 低所得者については、さらなる減税が必要である。	(ロ) 4 3.4%	(ロ) 0 0.0%	(ロ) 1 2.6%	(ロ) 5 2.7%
ハ) 現状で妥当である。	(ハ) 52 44.1%	(ハ) 8 28.6%	(ハ) 5 12.8%	(ハ) 65 35.1%
ニ) 中間層を含む中高所得層については、増税が必要である。	(ニ) 14 11.9%	(ニ) 7 25.0%	(ニ) 11 28.2%	(ニ) 32 17.3%
ホ) 税収調達機能を回復するためにも、全所得階層にわたって増税を実施すべきである。	(ホ) 10 8.5%	(ホ) 6 21.4%	(ホ) 10 25.6%	(ホ) 26 14.1%
ヘ) その他(具体的にご記入ください)	(ヘ) 7 5.9%	(ヘ) 4 14.3%	(ヘ) 2 5.1%	(ヘ) 13 7.0%
<b>【問47】 税率構造と適用ブラケット</b>				
平成25年度税制改正において、課税所得				

4,000万円超について45%の税率を創設されました。所得税制における、所得税の取 感応度や所得再分配機能に影響を及ぼす税率構造と適用ブラケットについてどの ように考えますか。(複数回答可)					
イ) 納税者の約8割が税率10%以下のブラ ケットとなっているため、ここに属する 納税者の割合を縮小すべきである。	(イ) 35 29.7%	(イ) 13 46.4%	(イ) 21 53.8%	(イ) 69 37.3%	
ロ) 現行最高税率をさらに50%まで引き上 げるべきである。	(ロ) 35 29.7%	(ロ) 9 32.1%	(ロ) 10 25.6%	(ロ) 54 29.2%	
ハ) ブラケットごとの税率の刻みを小さく すべきである。	(ハ) 24 20.3%	(ハ) 2 7.1%	(ハ) 15 38.5%	(ハ) 41 22.2%	
ニ) 現行の税率構造等を維持すべきである。	(ニ) 18 15.3%	(ニ) 6 21.4%	(ニ) 3 7.7%	(ニ) 27 14.6%	
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 4 3.4%	(ホ) 2 7.1%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 6 3.2%	
<b>(2) 所得控除, 税額控除等</b>					
<b>【問48】 給与所得控除の在り方</b> 給与所得控除には、「勤務費用の概算控 除」と「他の所得との負担調整」の二つの 性格を持つといわれています。次の給与所 得控除のあり方についてどのように考えま すか。(複数回答可) (注) 給与所得控除について、給与収入の 3割程度控除されている一方、給与所得者 の必要経費と指摘される支出は、給与収入 の約6%との試算がある。平成23年度税制 改正では、格差是正、所得再分配機能の回 復の観点から、過大となっている控除を適 正化するため、次のような見直しがされて います。 ①給与所得控除の上限設定 ②役員給与所得に係る給与所得控除の見 直し ③特定支出控除の見直し					
イ) 高額な収入のある役員給与については、 金融資産等多額の資産を所有し一定額を 超える場合には、給与所得控除は他の所 得との負担の調整上減少させるべきであ る。	(イ) 36 30.5%	(イ) 7 25.0%	(イ) 17 43.6%	(イ) 60 32.4%	
ロ) 実態に合わせた概算控除額を設定すべ きである。	(ロ) 31 26.3%	(ロ) 5 17.9%	(ロ) 13 33.3%	(ロ) 49 26.5%	
ハ) 給与所得控除は、現行の水準でよい。	(ハ) 31 26.3%	(ハ) 10 35.7%	(ハ) 5 12.8%	(ハ) 46 24.9%	
ニ) 特定支出控除は平成23年度税制改正で は不十分であり、使いやすくするために、 特定支出の範囲をさらに拡大すべきであ る。	(ニ) 12 10.2%	(ニ) 1 3.6%	(ニ) 11 28.2%	(ニ) 24 13.0%	
ホ) その他(具体的にご記入ください)	(ホ) 2 1.7%	(ホ) 4 14.3%	(ホ) 0 0.0%	(ホ) 6 3.2%	
<b>【問49】 控除の在り方</b> 所得控除をはじめとした各種の控除のあ り方についてどのように考えますか。(複 数回答可)					
イ) 配偶者控除については、配偶者の就労 の中立性阻害、夫婦単位での二重控除 (配偶者控除と基礎控除)の問題を踏ま え、廃止を含めて見直しを行うべきであ る。	(イ) 24 20.3%	(イ) 3 10.7%	(イ) 11 28.2%	(イ) 38 20.5%	
ロ) 配偶者控除は、現行の制度を維持すべ きである。	(ロ) 25 21.2%	(ロ) 10 35.7%	(ロ) 6 15.4%	(ロ) 41 22.2%	